# 正倉院文書にみる筆の諸相——材質を中心に——

杉本一樹

## はじめに

正倉院における筆調査にあたり、正倉院文書に頻出する筆関係の記事を検討することは、一つのアプローチとして直ぐに思い付くことである。これによって、正倉院の筆という研究フィールドにおいては、A 奈良時代の筆そのもの、B 同時代に筆で書かれ、紙の上に残された文字の現物（書跡＝漢籍・仏典・文書）、という二つの直接的な材料に加え、後者の中に含まれる、C 筆に言及した同時代の陳述資料、まで利用できることになる。

とくに、今回の調査報告で詳しく論じられるBは、聖武天皇宸筆雑集、光明皇后御書の楽毅論・杜家立成ほかの典籍、五巻の献物帳、正倉院文書に含まれる中央地方の公文、写経所の帳簿記録類、個人の書状類、聖語蔵経巻のうちの天平・宝亀の奈良朝写経など、圧倒的な質と量とを具える。さらに、宝物全般に目を広げると、Bの外周には、紙以外にも木簡・繊維製品・陶器・金属器など多彩な材質に筆記された文字が存在する。このように、いくつもの方向から考察が可能な「筆」という対象は、極めて稀少な、同時にいかにも正倉院らしいテーマと言えよう。本稿は、そのうちのCに注目して、いくつかの調査結果について述べるものである。

## 一　石田茂作説による概観

奈良時代の筆については、早く石田茂作氏の大著『写経より見たる奈良朝仏教の研究』[1]のなかに次の指摘があり、正倉院文書から知られる奈良時代の筆についての基本事項はここに尽くされている。なお、付言すれば、石田氏が同著の中で縦横に駆使されている正倉院文書は、その基本的な性格として、東大寺の写経所（その前身を含む）文書と見ることができ、聖語蔵経巻の奈良朝写経は、そこで生み出された製品という位置づけができる。ともあれ石田説を紹介しよう。

第四章　写経に用ひられた筆と墨と紙

当代文化の一考察として筆墨紙のことを少し述べて見よう。……

最初筆から始めよう。正倉院文書の写経師や写疏師への筆墨の配給帳を見るに、兎毛筆、鹿毛筆、狸毛筆、堺筆、題筆、丹筆等の名称が見える。前三者は質の上から、後三者は用の上からの名称である事は容易に想像される。その中最も多く用いられたのは兎毛筆で、写経の大部分否全部は、これによってなされてゐ、鹿毛筆は界線を引くために界筆として使はれてゐる場合が多く、狸毛筆はその殆ど全部が経題を書く題料として用ひられてゐる。この鹿毛筆が堺筆に、狸毛筆が題筆に特に選ばれたのは何故であろうか。……

次にこれらの筆はいかなる処で製作されたかと云ふに前にも述べた如く写経所にも居た様だし、又図書寮にも居た。而してこれらの筆工は写経事業の盛大な事から考へても、その数のあまり少なくなかったらうと思はれる。……けれども筆の製造は大和地方にのみ行はれたものでは無く、此頃既に全国的に拡まって居た様だ。宝亀五年の図書寮解に依ると、伊賀武蔵美濃上野下野越前丹後伯耆出雲長門周防紀伊の十二ヶ国よりそれ〴〵筆を調進してゐる事が見える。……古文書中には又唐筆新羅筆倭筆といふ様な名称も見らるゝ……

……而して今これら筆墨の当時に於ける価を考へて見るに、兎筆が最も高価で、次は狸毛筆、鹿毛筆は最廉価である。

ここでは、写経本文・界・題という用途に応じて、兎毛・鹿毛・狸毛の筆が使い分けられるという事実が明快に指摘され、その後のいわば常識となっている。それだけに、再検討によって落ち穂拾いを試みることも意味があると思われるが、その前に石田説の全体を見ておきたい。

石田氏が（1）材質、（2）用途、（3）製作地、（4）価、の四つの観点を提示されたことは、基本的枠組みとして重要である。

さらに氏は、筆墨紙について、大きく書記文化の根幹に関わるものとの認識に立っており、（5）筆墨紙のなかでの筆の地位・特質、も念頭に置くべき点であろう。筆墨硯紙は、――「文房四宝」の語は趣味的な色合いが強過ぎると思うが――、そのいずれを欠いても、冒頭に述べた現物資料Bを生み出した、通常の書記行為が成立しないのは間違いない。そして巻子に装丁された仏教経典は、その中でとりわけ大きな比重を占めたと思われる。

写経の場合、準備工程として装潢が貼り継いだ料紙に墨界を引き、そこに経師が経典本文を書写し、校生による点検を経て、再び装潢の手で表紙・緒・軸が取り付けられ、表紙には外題が記入される。[2] 筆墨硯紙は、右の、巻子本の典籍に通有のあり方に、四者四様のやり方で関与する。

このうち、個人単位での使用が想定される筆墨紙と、属人性が希薄な硯（研）が最初の分岐点となるだろう。

硯（研）は、いくつかの写経事業に関連して時たま姿を見せるが、筆墨紙の記事に比べるとその例は少ない。[3] 属人的な用具ではなく、さりとて数少ない共用具でもなく、使う時に手元に置き、終わったら返却する。連日書写を続けている間は、一時的な占有もあるが、「誰がどれを」は特段定

まっていない、という状況であったと考えたい。管理する側からいえば、「写経の場に幾つあるか」が把握できれば十分だったのではなかろうか。

紙は、今の感覚では消耗品の代表格であるが、もちろん当時は違う。とくに写経料紙についていえば、書き損じによる「破」や、未使用の余剰分は返上、また当初の用途と違った別の写経への流用など、一枚単位で備品に準ずる追跡管理の対象となっていた。紙自体が、多くの労力を費やして生み出された製品である。そこに、装潢・経師・校生・題師らの技能によって功を加え、深遠な教理を注いで完成させた経巻が大切に扱われたことは言うまでもない。紙全般に対して、貴重だからこそ使える限りは使う、という人々の姿勢も見て取れる。一例を挙げると、写経の途中では経巻と一体であった本紙の両端部分は、最後の仕上げを前に、「端継」と呼ばれた補助用紙もろとも切除されたが、この切り落としを集めて写経所文書を書いたものがある(4)。そして現在、経巻は、信仰の対象としても、文化財としても第一義的には紙製品として扱われる。

筆は、紙との対比でいえば、予想以上に「消耗品」である。文字が書かれていく決定的な局面で、書き手と料紙との間の橋渡しをする用具でありながら、墨あとだけを残して、筆はその場を離れる。写経所帳簿の帳面づらでは、常に「筆一本あたり写紙〇〇枚」という法定耐用基準が唯一の決まりごとであり、新筆の支給とともに返上された筆は、使用価値ゼロとなって消滅する。この「消滅」に対する若干の留保は、後に述べることにしたい(5)。

墨は、その跡を完成品の上に留めるものの、自身は摩耗して消滅に向かうのが必然である。むしろ筆との比較でいえば、自力では動けない存在にもかかわらず、筆の助けを借りて、文字に転生すると言うべきか。支給時には、紙筆墨は同列の扱いで、まとめて一つの帳簿で個々の経師ごとの管理を行うことが可能である。ただし未使用の墨一廷が磨り尽くされるまでには、半分、三分之一、墨頭、などの量で示される中間段階があり、この点で、「1か0か」の筆とは異なった挙措を示すことが予想される。

以上、筆墨硯紙という、大きな外枠を確認したうえで、再び筆をめぐる石田説に戻ることにする。実は、現在の正倉院文書の大半を占める写経所文書から知られることの多くは、前掲（1）～（5）の項目の続きにある（6）写経事業の現場における筆墨紙管理の方式についての具体的な動きである。大量の関連史料を写経事業単位に整理していくと、各種のノウハウが積み重なっていくさまが見えてくる。この点は、石田氏があまり言及していないところである。

例えば、天平十五年に見られる諸帳簿の整備は、その後に続く時期、大量写経を効率的にさばく手法の先蹤となった(6)。天平宝字年間の写経事業では、諸帳簿の定型化が見られる(7)。宝亀年間の奉写一切経所の時期に入ると、経師から請筆墨手実を提出させる方式が創出され、筆墨支給の管理の基礎となった（十七489～555）。正倉院文書のなかでも原形をよく留めている一群で、そのボリュームも大であるが、諸帳簿間の内容重複も目立ち、全体のルーティーンワーク化は否めない(8)。

しかし、このような部分の解説に力を注いでも、本来の目標である

「筆」そのものには届きにくい。

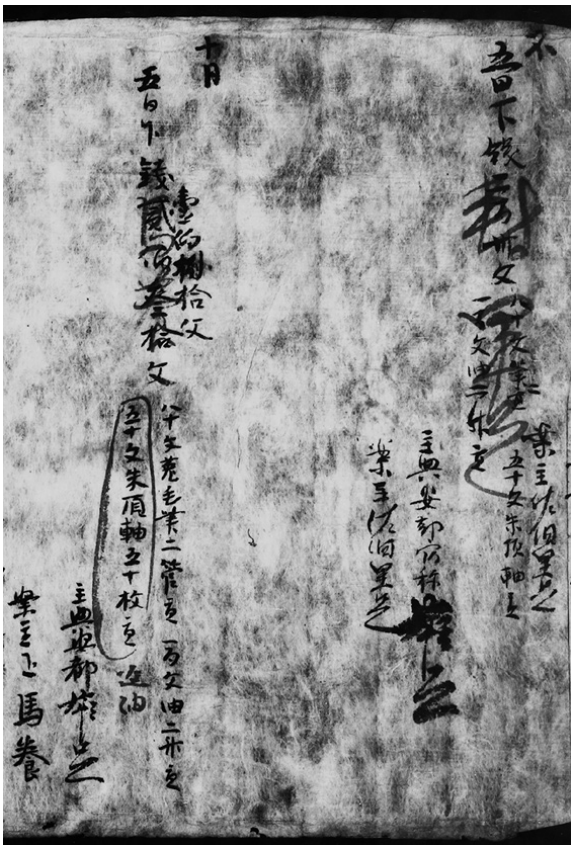
そこで本稿では、石田氏が最初に挙げられた（1）材質を中心に論を進め、（2）以下の観点は、これと関係する限りで適宜取り込んでいくという方針で臨みたい。また、筆調査の補足的研究であることを考慮して、出典表示は、『大日本古文書』を中心とし、史料の掲出にあたって記号類などを省略した場合がある。(9)

## 二　兎毛筆

写経所のなかでは、単に「筆」とだけ言えば経典を書写するための「兎毛筆」を指す。これがデフォルト（初期設定）であった。材質を問わず、算えるときの助数詞は「箇」「管」が普通。「筒」の例もあり、『大日本古文書』は「箇」と傍注を付す場合もあるが(10)、そのままでも意味は通じる。

ここに「鹿毛筆」が並ぶとき、「筆」対「鹿毛筆」ではおさまりがよくないので、「兎毛筆」とフルネームで書かれる。写経所文書に見える「筆」の用例のほとんどが、文脈上誤解のおそれなし、としてそのまま放置された兎毛筆と見てよい。当たり前のことがあらためて説明される状況は少ないが、いくつか例を挙げる。

（1）天平勝宝二年七月十六日の百部法華経用度案では、始め「筆」とだけ書き、「鹿毛筆」の項を朱書追記した際に、「筆」にも朱書で「兎毛」を追加（十一325）。（2）天平宝字五年二月十一日の奉写一切経所の請銭解でも、筆・狸毛筆・鹿毛筆と並ぶため「兎毛」を追記（十五8～9）。



挿図1　続々修43－8　第6紙　料銭下充帳　案主の交替。

（3）また別のシチュエーションとして、次のような例もある。天平宝字二年九月に始まる後金剛般若経一千巻の書写事業において、十月五日を以て案主佐伯里足から後任の上馬養への交替があった。具体的には、帳簿への記入者が代わることになり、料銭下充帳の五日条は、里足の記した内容（行頭に「不」の注記を加える）の後に、あらためて馬養の手で「十月」と書き起こし、五日条がほぼ同じ内容で繰り返されている（十四8。挿図1）。そしてこの時点を境に、里足の「筆」から、馬養の「兎毛筆」へと用語が截然と変化しているのである。この後、十六日以降は「筆」と書く勝屋主が記入者としてあらわれる（十四11）。微細な事象であるが、このような書き癖の振れ幅を許容する背景に、特定の状況下におけるデフォルト値

が存在したことを認めてよいであろう。

上述の事例から知られるように、兎毛を主とし、鹿毛を従とする筆のペアは、写経関係の記事では、最初から最後まで偏りなく登場する。その初期の事例として、造仏所作物帳の事例を挙げ、やや詳しく見ておこう。

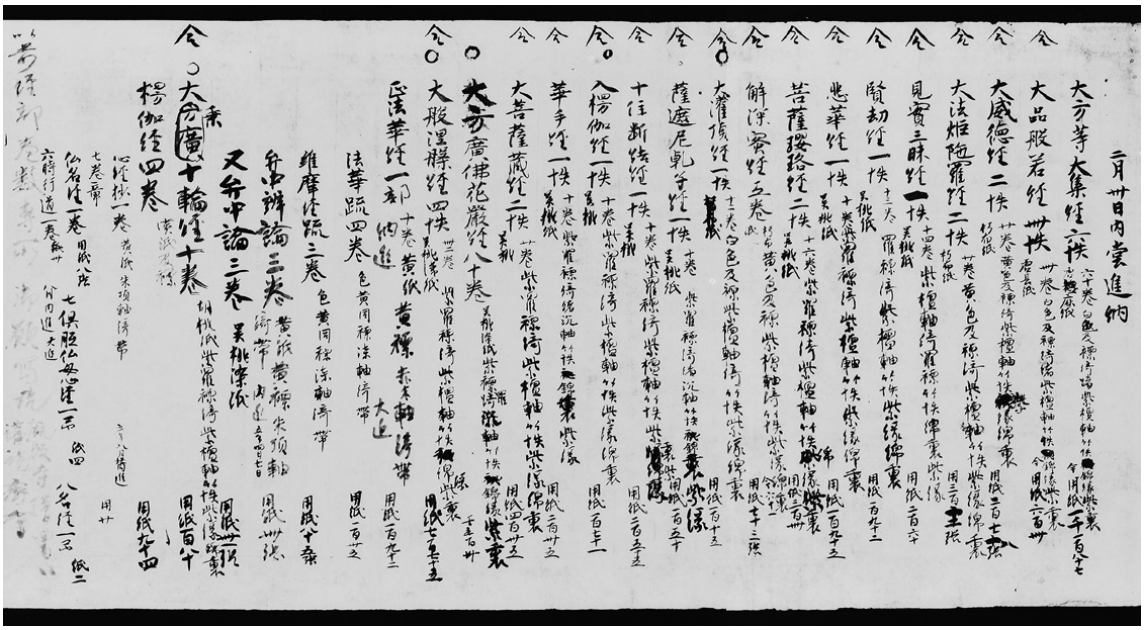
**(4)** 興福寺西金堂造営に関わる造仏所作物帳は、巻末に天平六年（七三四）五月一日の日付がある。この作物帳は、天平十五年以降に写経所帳簿として紙背を二次利用され、多くの断簡に分かれた。断簡の配列、内容の総合的な検討については福山敏男氏の先駆的業績があり、近くは渡辺晃宏氏による改訂案が出ている。(11)

この造営事業のなかには、経名が明記されていない「写経四百二巻」が含まれ（廿四28）、筆墨紙・竹帙などの関連物品も列挙されている。

一方、正倉院文書の中に、皇后宮職に所属する写経所で書写した経巻についての目録があり、天平五年に行なわれた写経として、正月から始まって二月三十日に内堂に進納された二五七巻に続いて、大方等大集経、大品般若経以下の経巻が、帙・巻・紙数・紙質の特徴と共に列挙されている（七6～8、続々修一二ノ三。挿図2）。

これらは双方の用紙内訳（作物帳では唐麻紙一一二巻・長短合わせて一五三〇張、布紙四五巻六五一張、胡桃紙二四五巻四七一八張）が一致することに加え、目録の最後に「以前の経の部巻数は、(皇后宮)専所の御願、写し訖りぬ（厩坂寺僧四百口講説の斎会）」とも見え、福山氏の指摘通り、両者は同じ写経を指す。(12)

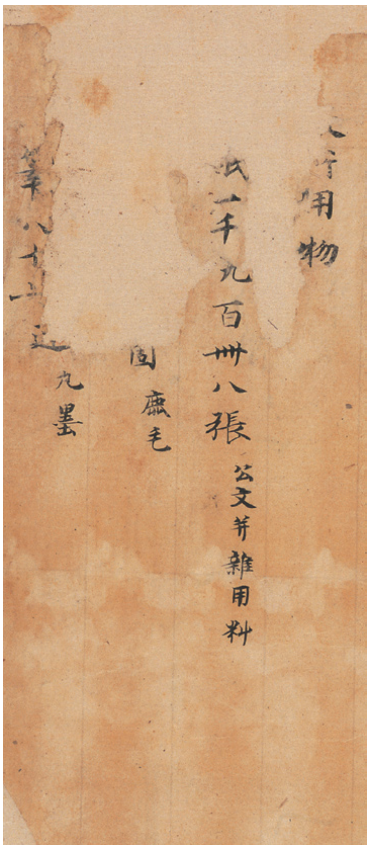
さて、このとき使用した筆墨の数は、作物帳の別断簡に「筆八十二箇／墨卅七廷」（一553）と見える。ここで、上記三種の紙の総計六八九九張は、



挿図2　続々修12－3　第2～3紙　写経目録　作物帳「写経」の明細を示す。末尾注記は淡墨書。

作物帳首部の総括的記載に見える「経紙陸阡捌伯玖拾玖張」（数字に大字を用いる。一556）に合致するので、事業内写経の全容を示すと見られ、これに続く「雑紙肆阡捌伯陸拾玖張／筆壹伯陸拾捌箇／墨壹伯陸拾貳廷」も同様に事業内（少なくとも作物帳中巻の範囲）での総数を示すものであろう。

筆については、さらにこの全数一六八箇について内訳を知ることができる。先に示した写経用の筆八二箇のほか、後の方に「政所用物」として「紙一千九百卌八張公文并雑用料／筆八十六箇鹿毛／（墨…）廷」（廿四40～41）の記載があり（挿図3。「筆八十六」は本来の位置から左に移動）、これはさらに後で「紙四千三百五十張／筆八十六箇／墨六十一廷」（一570）と再出する。紙は、数箇所に散見する作物加工時に使用した分を含むか否かで、数が合わないが、筆墨の数は政所用物と一致し、この事業で、写経用の筆八二箇（おそらく兎毛）と、事務用の鹿毛筆八六箇、計一六八箇が使用されていたことが知られる。後の写経所文書の中でしばしば姿を見せる界線用の鹿毛筆は、「雑用料」のなかに埋もれて表に出ていないのであろう。



挿図3　塵芥26 第4紙　造仏所作物帳

当時、後に五月一日経と呼ばれることになる一切経の書写が、皇后宮職の写経部門で進んでいた[13]。この造仏所も皇后宮職に属し、落慶後の斎会で講ぜられる経巻の書写まで、造営事業の一環として包摂したのだから、両者は地続きといえる。興福寺西金堂の造立が一段落したことは、以前から続いていた一切経書写に振り向ける労力がこれ以後増加することを意味し、事務部門と写経の現場とが並立して作業が進むかたちは、写経所の仕事にフィードバックしていったと想定される。そのプロトタイプが、兎毛筆・鹿毛筆ペアの存在を通じて窺われるのは貴重なことと言わねばならない。

**支給と購入**　写経所で使われる筆には、現物支給と銭での購入との両様があった。

造仏所作物帳の中に、商布一段を筆の直に充てたという記載がある（一554）。しかし、現場での追加購入は変則的な事例で、主たる供給は、予算組みの段階で用度として計上された数どおり現物で支給されたのであろう。この体制は、五月一日経にも引き継がれたと見られ、天平末年から天平勝宝前半の一切経、間写の大量写経は、概ねこの方式であったようである。

事業スタート時の史料が知られる一例として、天平二十年正月に始まる千部法花経の場合を見よう[14]。このときは、内裏から紙・鹿毛筆の給出があってまず料紙の準備に着手、次いで兎毛筆は実働可能な経師分を度々に政所から現物で請ける、という体制で進んだ。

購入の場合は、直銭の事例を時期順に並べて価額の推移を知ることができる。それでも写経事業の特徴や、事例が予算ベース（用度案）なのか実行価額なのか、整理が必要であり、物価変動をどこまで反映した指標とな

るかは慎重に考慮する必要がある。この点は本筋ではないが、時期順にいくつかの事例を挙示しながら見ていこう。

天平三年（七三一）四月の充経師筆墨注文に、経師への筆直四〇文、墨は二〇文（廿四9～10）。これは極初期の状況を示す稀少例である。

天平十一年四月、法華経一〇〇部の決算報告では、筆二〇〇箇のうち兎毛筆は一八〇箇で単価は二七文・二五文・二四文であり、鹿毛筆は二文であった（七256～262）。

同年八月二十日、写経司が、金泥般若経六〇〇巻の書写のため筆一二〇箇を買う直銭として、三貫六〇〇文（筆別三〇文）を申請している（二182～183）。

天平十三年十月十九日、福寿寺写一切経司が、筆二九箇・墨二一廷を買う直銭として、二二〇〇文（筆二五箇は五〇文、四箇は五五文）を申請している（請求先は福寿寺造物所・奈良宮。二307）。

天平十四年二月の千手経の書写では、筆五〇文、墨三五文（八45～46）。また同年五月、前掲の福寿寺で進められた一切経の書写に関わる筆墨請求文書がある（二312）。書出の「取天平十四年二月卅日請筆三箇　墨一廷」は、この種の文書が定型化する前の表現か。経師三名には筆一箇あたりの写紙数を個別に付記する。その枚数は、二〇三張・二八九張・二七五張と差があり、いずれも類例よりかなり多い枚数を写して用尽とされている。この請求に対しては、銭が下充されている（筆五〇文、墨三五文）。福寿寺からの寺名改称に伴う金光明寺写経所の成立はこの年五月末頃と見られる(15)。

天平十五年の先写一切経の「筆墨直」は一〇〇文（筆六〇文・墨四〇文ならん。八179～）、天平勝宝二年の大般若経一部用度では兎毛筆五〇文、墨四〇文、鹿毛筆二文（三465）(16)。

天平宝字二年の知識大般若経は、二〇文（十四202～）(17)。同時期の一二〇〇巻金剛般若経料銭下充帳では、四〇文（九月十五日条に「一千二百巻料物用始」との注記があり、以後「筆墨直」として七〇文（筆四〇文＋墨三〇文）の倍数額の下銭が見える。十四3～）。知識経がその半分なのは、知識銭を各自の負担で拠出するという事情で安価な筆をベースとしたものか。

天平宝字八年の御願大般若経一部用度では、六〇文。ここでは墨四〇文、鹿毛筆は不明（十六509～514）(18)。直前の般若心経一〇〇〇巻の書写の用度では筆四〇文、墨三〇文、鹿毛筆二文で（十六423～425）(19)、双方を比較すると、筆墨平均で一・四倍となる。実行額を示す銭用帳の、筆一管・墨一廷で一〇〇文（十六527）も用度案と同じ。

宝亀三年、法華経・阿弥陀経の写経用度案（八月十七日。廿225～227）が食口案の紙背に残り、筆四〇文・墨三〇文を計上する。この時期の間写の史料は珍しいが、同月の一切経の充筆墨直銭（請筆手実では三五文。二十205～222）より五文高い。上乗せして要求したのかも知れないが、同所の朱書追記から推測されるところでは、結果的にこの筆墨の直銭は査定されて削られ、現物が支給されたようである。

**筆墨管理の方法**　ここで筆墨管理の方法について、まず形式論によってその構造を一見し、次に写経所帳簿が整備される天平十五年（七四三）の様子から具体的に見てみたい。上級官司から受納した筆墨紙を、個々の経師に対して下充する記録は、経師が自己申告する手実と照合し、作業量に

応じた布施を支給するために最も重視された帳簿の一つである。

筆墨管理の局面に、大きく二つの位相があることを確認する。即ち（イ）写経所に外から入ってくる筆墨、（ロ）写経所内で個々の経師に支給される筆墨、の二相があり、両者は図式的には上下に積層して重なる。

上層の（イ）では、上に上級官司、下に写経所の事務官人が位置する。帳簿記録者である後者の視点から「納」「受」「収」という語が写経所に入ってくる筆について使われる。また、エンドユーザーである経師に仮託して、上級官司に「請」うこともある。

下層の（ロ）では、事務官人が上位者、経師が下位者となり、「筆」の支給は、記録者から見て「充」「下充」「用」となり、経師側に身を置けば「請」「返上」と表現される。

さて、天平十五年五月一日から、光明皇后御願の一切経（五月一日経）書写に関して方針転換があり、『開元釈教録』にない章疏や別生などに書写対象が拡大される[20]。これとともに、写経所の諸帳簿も、一段と整った形のものが使われはじめ、そのあり方は、標準形式としてその後に引き継がれていくものが多い。

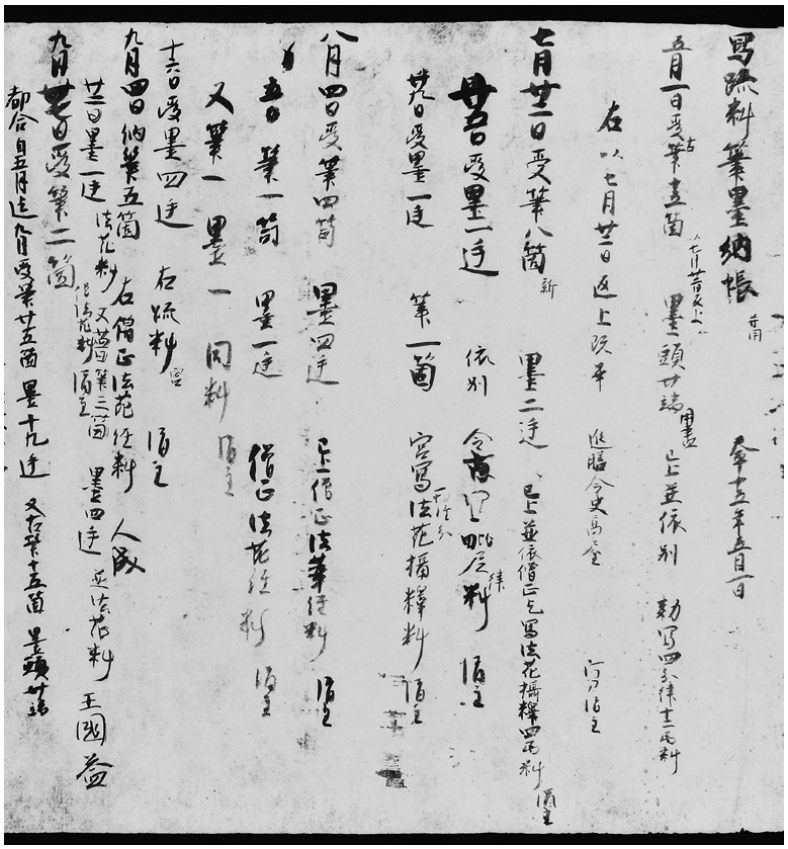
**(5)** 最初に、それより一月早い四月一日から始まった大官一切経（先写一切経とも称す）について見ておこう[21]。これは、聖武天皇の発願にかかる一切経書写事業で、これにあわせて筆墨関係では「先一切経筆墨納并充帳　天平十五年」の書出をもつ帳簿が用意された（二359。原本は静岡県立美術館所蔵。『正倉院文書拾遺』4〔1〕ウ）。ただ、同年の十二月に先写の作業はいったん休止、再開されるのは天平十八年のことである。この帳簿は再開後も引き続き使われた。

最初期の七月には、現物支給のほか筆墨直銭を経師らに下充するという便宜的措置が見え、休止の十二月には、残った筆墨が「宮一切経」（五月一日経）の用度に繰り入れられた。

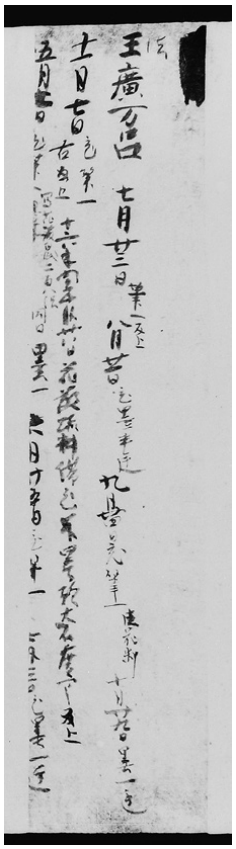
ここで五月一日経に戻る。

**(6)**「写疏料筆墨納帳　天平十五年五月一日」の題から始まる日次式の帳簿が新たに作成され、ここに五月一日経（内の章疏。「宮の疏」と表現される）のほか複数の写経事業に使われる筆墨の受納について記された（八183以下）。これは前述の（イ）層の動きを記すために作成されたものである。

一方、（ロ）層の、経師への下充は、**(7)** 写疏料筆墨充帳によって管理された。この充帳は、経師名を間明きで記し、下充の度に日付・数量・用途を付け加えていく、いわゆる口座式の記載法をとる[22]。経師は書写に参加する時点で、初回の支給として筆一箇・墨一廷が供与され、以後、新筆は古い筆の返上と交換に、新墨は用尽とともに支給されるのが基本的なルールである。**(6)** の初行には「納帳」の後に「并用」と小さく追記され、初めは一つの帳簿で納帳・用帳の二つを兼ねようとしたが、すぐ七月二十二日頃には、その方針は修正され（挿図4）、別に **(7)** が作成され、併用されていく。配列を復原した際に充帳の先頭に位置する断簡（八273）を見ると、初め「用帳」（充帳と同義）と書いてから墨抹し、また「天平十五年」を省略して「七月廿三日」と書き出している（挿図5）。同年の先写一切経の帳簿作成法（前掲 **(5)**）と同じく、納帳―用帳の順に貼り継がれて一体となっていた時期もあったのかも知れない。



挿図４　続修34裏 第４紙　写疏料筆墨納帳　首２行には「并用」などの追記が見える。



挿図５　続修33裏 第10紙
写疏料筆墨充帳

また、筆一箇で紙何枚が書写できるか、換言すれば筆の耐用期間・交換のタイミングは、(7)では明示されないが、現場の管理項目として大きな関心事であったはずである。翌十六年の六月二十五日以降、(8)「以受筆墨写紙并更請帳」なる帳簿が使用され（首は八467）[23]、そこに「先に受けた筆墨で紙〇〇枚を写し、あらためて次の筆墨を請う」という形式の写疏所の申請文書が書き継がれ、貼り継がれていく。ここでは、経師の請求をとりまとめて上位機関に取り次ぐ形式だが、実際には納帳に見えるように、上位機関からは一括受納し、その中から経師に個別支給する際は、案主ら事務官人の差配で行なわれたのであろう。

前述の天平十四年の千手経書写の例では、筆一箇あたりの写紙数は実績ベースで、二〇三張・二八九張・二七五張であったが（二312）、その後は、写経事業ごとにこれより少ない標準数を設定する方向に進む。『延喜式』の「凡兎毛筆一管。写真行書一百五十張。注一百張。墨一廷書三百張。鹿毛筆一管界六百張。」は[24]、その延長線上にある規定である。

右の如く事業が始動した天平十五年七月は、月初めから経典書写の作業環境を整える準備も進められた。「雑物収納　天平十五年七月四日」の書出から始まる帳簿には、経師の作業場で使用される鋪設・備品・研など共有の用具について記されるが（首部は八216）、筆墨関連では、後に「筆洗坏」（廿四328）の記載も見える程度で、総じてあまり目立つ記事はない。

また写疏所が十月十七日付で、五月一日から九月二十九日までの五箇月分の行事（作業報告）を上申した中に「筆十六箇（一箇新十五箇古）」の記載が見える（二343）。これは、前述の(6)と関連する内容で、彼我対照すると、この

間に新筆のストックは一箇となっていたが、返上された古筆も結局は写経所内に残っていたと解するのが自然であろう。「右は七月廿二日を以て返上既に畢んぬ」（八184）は、一見すれば筆の供給元である上級官司への返上を明記する書きぶりだが、このあたりの記載は、帳簿を使い始めたものの、まだ決まったパターンが成立せず、安定した型を模索中であることを考慮したい。経師から回収した古筆の扱いじたい、試行錯誤のなか揺れ動いていたことが見てとれる。

考えてみると、古筆の返上というのは、原理上、現物支給の新筆に対応する。一方、銭で購入した筆は、古筆となった時点で既に減価償却を終え、会計的には消滅したものとなるはずである。このあたりの実態究明のためには、古筆の返上という局面そのものに注目する必要があろう。

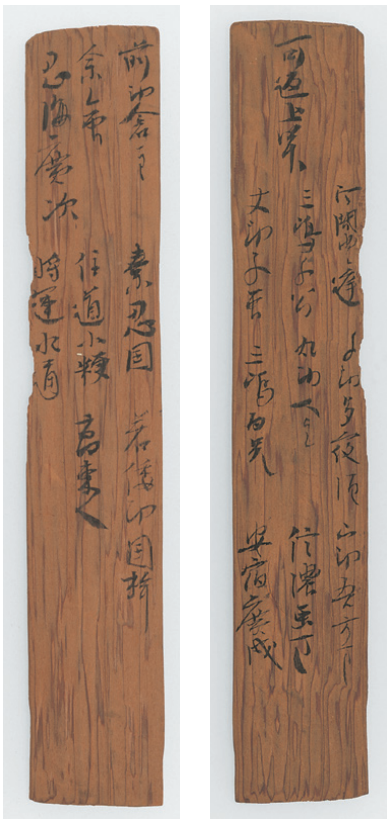
**古筆の返上**　経師個人に支給された筆は、個別事業が書写終了を迎えたときなどは筆墨紙の返上で精算されるが、長期にわたって続く事業では、新筆（この語も史料に見える）への交換を繰り返し行ないながら書写が進められる。以下、大まかな傾向を探ってみたい。

初期の例としては、天平三年の「返幣（弊カ）筆一」「返筆」の例は、筆墨の直銭支給と併存するが、返上数は支給件数に比して遙かに少ない。

次いで、五月一日経（常疏）・先写一切経・千部法花経・僧正法華経などの関係史料に古筆の返上が見えるが、個別の言及は控える。天平勝宝後半頃から古筆返上の記載法に変化が生じるようであり、宝字年間もその傾向が続く。もちろん返上の事実そのものがなくなったのではない。天平宝字二年の御願経書写事業では、筆墨は直銭の支給となり、その帳簿に返上について記入するのはおかしいので、「書上帳」という完成品上納の管理記録に筆墨の返上を記し（十三387～414）[25]、そこから抽出した記録が作られる事例も見られる（十四161～164）[26]。

正倉院宝物の雑札第二号（中倉二一）は、筆を返上する経師一七名の姓名を列挙した木簡であるが[27]、全員の名が、天平宝字二年七月四日宣によって始まった千手千眼経一〇〇〇巻・新羂索経一〇部二八〇巻・薬師経一二〇巻（千四百巻経）の書写に参加した経師名の中に見いだせる。書上帳に注記された個々の返上記載までは必ずしも一致しないが、この時期の筆管理の実態を別の角度から示す貴重な事例であるには違いない（挿図6）。

さらに降って宝亀年間の奉写一切経所の時期に入ると、経師から請筆墨手実を提出させる方式が神護景雲四年七月から採用され、以後、筆墨支給の定法となった（十七489～555）。新旧筆交換の原則を前提に、経師の交換請求があった時に基準枚数に達しているかのチェックだけして、「充」と記せばよい。筆が粗悪であるため、手元にある経を写し終えたら基準を満たさ



挿図6　中倉21 雑札 第2号（右が表）

ずに交換して欲しいという変則事例もあるが、「依悪亦充」と、同じ対応で処理される（廿三331）。

宝亀四年十月には「請政(所脱カ)筆替帳」という題名の、筆交換だけを集約して報告する帳簿が作成されたが（廿二216～219）、内容は同じ期間を対象とする「更筆手実」（廿二59～178）から拾い出したもので、翌年正月までという比較的短期間で使用されなくなる。このような状況下では、「古筆」の語が登場する機会が減多にないのは当然である。

**古筆の用途**　次に返上後の古筆の行方を追ってみたい。

天平十四年六月に、韓国人成は天平十三年閏三月以降に携わった一切経・千手経の巻数と受筆墨数を数え上げ、未返・返上・私書・失・考文所への返上などを筆の内訳として並べている（八66～67）。金光明寺写経所の始期における中間総括であろうか。

天平十六年五月二十九日に始まる筆墨進送并充用注文（廿四265）は、返納された古筆・墨頭管理用の手控えと見られる。このなかで、九月二十六日以降に「写足万呂書料」に古筆一を充てた例が見えるが、これは、写経所の経師らに巻を割り当てて十月十八日から始められた『文選』（李善注六〇巻本か）の「足万呂」私書（個人的な書写）において、最初に筆一本・墨頭が用意されたのと対応する（二358）。「足万呂」は、この時期に金光明寺造物所におり、写経関係の宣・判を行なっている田辺足万呂（本官は春宮坊主蔵令史）であろう[28]。漢籍・仏典の別なく兎毛筆が使われたこと、私書用に古筆を充当したことが知られる。

写経が進むなかで、古筆が支給されることも珍しくはない。あらかじめ用度案を作成して必要物資の財源を確保する大きな写経ではさすがに稀であるが、臨時的な小規模写経の場合や、写経期間の終わり近くの充筆にその例がある。

天平十六年閏正月八日、令史小野国堅の宣によって起信論疏二巻の書写を行なうことになり、経師蜂田老人が派遣された。この時は、研・書枕・古筆・墨三分之一を蜂田に持たせて送り出している（八428）。写疏所では、天平十八年二、三月、あるいは天平勝宝三年頃の下充に古筆がまとまって見られ、またその際には墨頭ないし半端な量の墨が併給されることが多いようなので、写経事業の何らかの節目近くで、「つなぎ支給」として古筆が利用された可能性がある。

また、天平勝宝二年四月三日開始の仁王経疏書写は、五月に内裏で行なわれた孝謙天皇即位後の一代一度の仁王会講説のための写経である[29]。差し迫った期日を前に多くの経師を投入して間に合わせたらしく、充筆の様子を見ると、他の写経事業から筆墨持ちで駈けつけて参加した者が多い。写経所側で用意した筆の記載を見ても、「古筆」を墨抹で「筆」に訂正する箇所、「古筆」のままとする箇所、経師ごとに入り交じって混乱ぶりがうかがわれる（十一196～197あたり）。

**写経所における事務用筆**　先に触れたように、写経所の活動の結果、製品として厖大な数の経巻が生み出された。聖語蔵経巻のなかの奈良朝写経、天平十二年御願経（五月一日経）と今更一部一切経はそのごく一部が伝わったものである。同時に、写経所で書かれた公文もその数が極めて多数にのぼることは、現存する正倉院文書それ自身が私たちに実感させるとこ

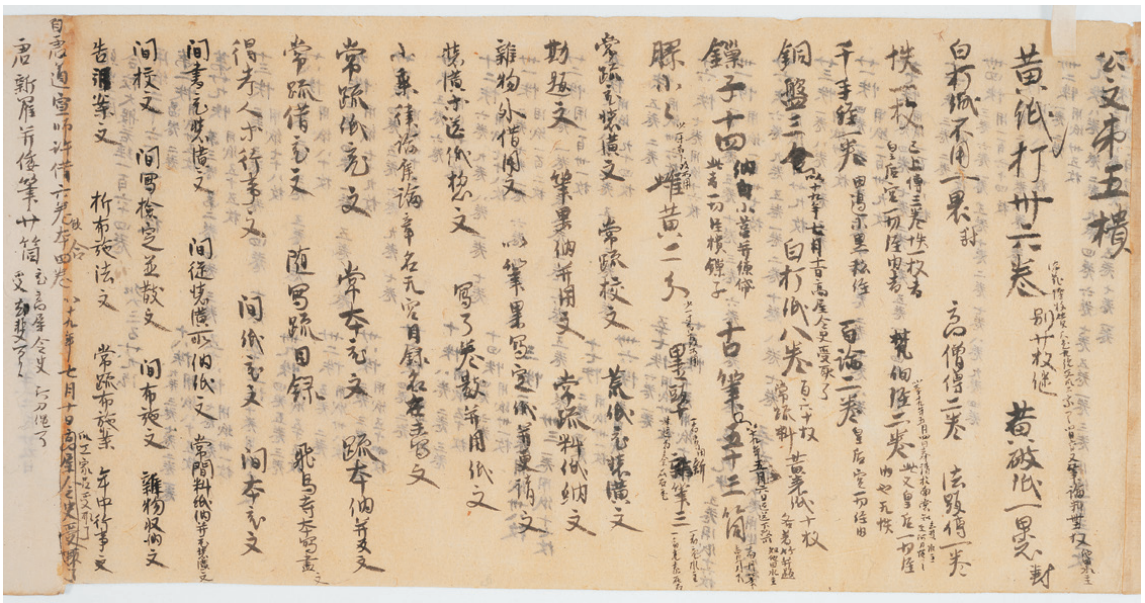
ろである。そう考えると、写経所文書のなかに公文料の筆に関する記述がほとんど見えないことは、自ずと一つの推定を導く。写経用の筆が古筆となった後に、公文用に転じた例が多かったであろう、と。

先に、天平十六年五月二十九日に始まる筆墨進送并充用注文（廿四265）を紹介し、返納古筆・墨頭管理用に作成した手控えと述べた。普通は、表に出ない古筆のストック状況を垣間見せる史料である。同様の機会は、組織改組、移転、担当者交替による業務引継、事業開始もしくは終結などのタイミングで生じる。その折々の古筆や類品の姿を列挙してみたい。

天平十五年末の十二月二十四日に、写疏所に現在する雑物についての書き上げが行なわれ、報告されている。書いたのは阿刀酒主で、彼はこの年五月頃、写経方針転換にともなう体制整備にあわせて新たに案主の任についたと考えられている[30]。甲乙丙の三つの櫃に経巻ほか関連物品が分納されるなか、乙櫃には、下纏、経師に付した筆・墨・式敷、香水覆布、手巾、紙、筆、墨、研が収納されていた。ここに見える「又破十四枚黄　古筆廿五箇　墨五廷各小用始　又頭五頂」は、使いかけないし用済みの品である（八377）。

天平十七年五月二十一日に写経関係品が検定され、革白筥一合に納めて封が付されたが、その中に「丹筆一箇」がある（八560）。日下に署名のある辛国人成はこの年八月優婆塞として貢進され、出家して写経所を離れたと見られる[31]。奥に「勘」として高屋赤万呂・志斐万呂が連署するが、志斐万呂はこれが初見であり、赤万呂の立ち会いの下で人成から万呂へ、事務用品の引き継ぎがなされたと見られる。朱書用の筆は、事務官人にとっての必需品であり、人成はこのほか白緑や石黄などの顔料も記入・訂正のため使用している[32]。

天平十九年三月七日付で作成された「常疏写納并櫃乗次第帳」は、首部を欠くが、借用した本経、新写の経巻、公文など、当時写疏所で管理していた品々を、分納した櫃ごとに列記した納在物の目録である（九343～348。挿図7）。既に指摘があるように、志斐万呂が他田水主に写疏所の事務を引き継ぐにあたって作成したものである[33]。櫃の数は七つ（以上）と、天平十五年段階より増え、写経用品を納めていた乙櫃の性格は、写経事業に関わって日々使用される重要帳簿・書類等を納める「公文第五櫃」に引き継がれている。この櫃内には、大量の公文のほか一切経櫃の鎖子（鍵）や各種文房具が納めてあり、「古筆五十三筒一者丹筆…墨頭十一者曹司用半廷者秦在石充　雑筆新三一者充水主一者充秦在石」と書いた傍らには「以十九年五月六日返送下政所　知他田水主」と追記される。ここに見える「下政所」はこの後成立する造東大寺司の政所、「曹司」は写疏所の事務部門を指すと見るべきか。十九年冬季には、写経所建物の移転があり、やがて造東大寺司管下の写経所という新たな段階に進む。ここでの「返送」が常態として見られ、上位の「下政所」への権限集中を意味するかは、にわかに判断しがたい。さらに記載の最後に「唐・新羅ならびに倭の筆廿筒高屋令史、阿刀縄万呂に充つ。受志斐万呂」とある。写経所事務官の手の届くところに外国産の筆が存在しているというのはやや意外の感があるが、他の筆と離れた記載位置や注記から見ると、通常使用のための筆ではないのだろう。前行の「唐道宣師の許より借りし六巻抄本合四巻…」と続けて書かれたようなので、筆も同じく一時預かったものかも知れ



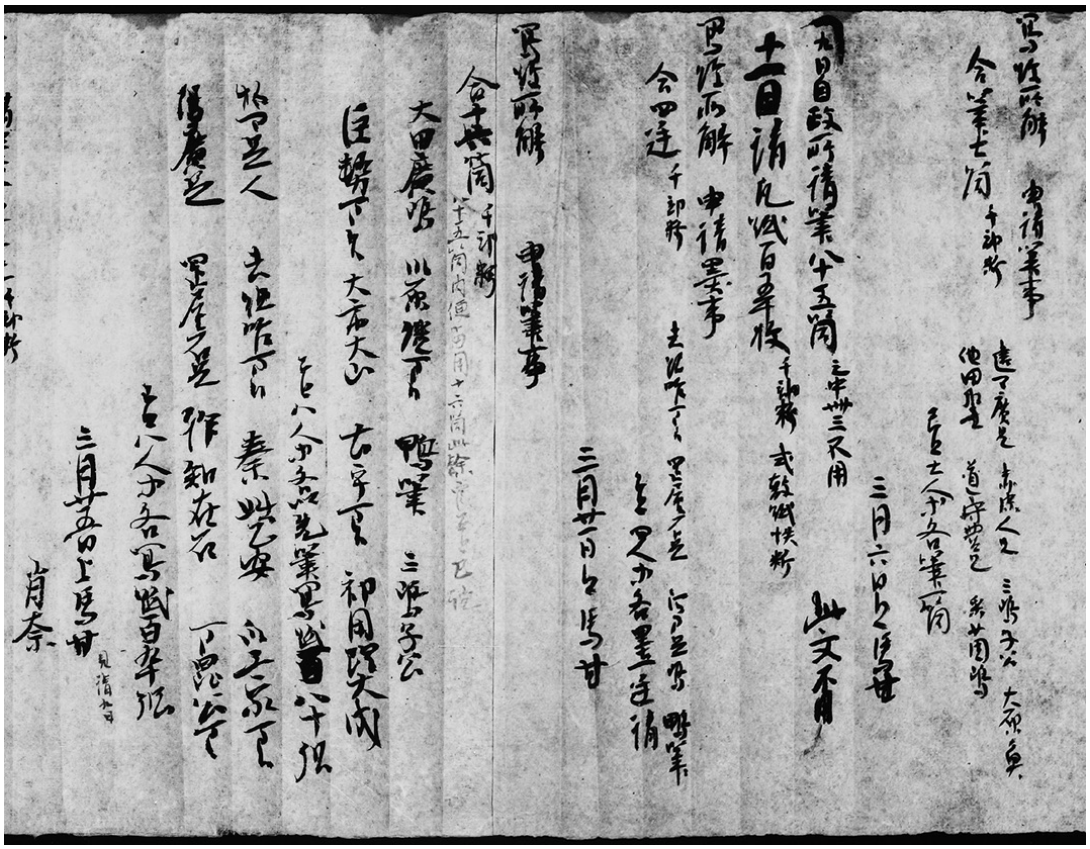
挿図７　続々修12－４　第２～３紙　常疏写納并櫃乗次第帳「公文第五櫃」

ない(34)。

天平二十一年三月九日、写経所が政所に筆八十五筒を請うたことがあった（挿図8）。ところがこの請求は注に「之中卅三不用」とあるように、半分近い数の不用分を含む、異例の申請であった。この時は千部法花経の書写が進行中で、十一日の凡紙請求とともに、充筆に備えてストックを作ろうとしたとも考えられる。この請求自体はいったん通ったように見えたが、次回二十五日の請筆十六筒（下充先が決まっている）に対して、これを先の八十五箇のなかから使わせ、残りはすべて官召（司召に同じ。京官除目）のために上納させた（「八十五筒の内、便りに留めて用いること十六筒、此の余は官召に上ること已に訖りぬ」）。これに伴い先の九日条も、勾点と「此文不用」の書入れで無効化されている（十545）。官召は、天平十八年具注暦書入れにも、「官召十三人、又宣、散位八位以下无位以上筆紙を備えて朝参せしむ」と見え、参集者に持たせる筆紙は政所が用意したようである（二572）。このような用途も古筆からの充用かも知れない。この事例は写経所の筆に対する政所の関与を示すように見える。

別の例として、衣枳広浪が「道守尊」に宛てて啓を送り、「謹啓　請古兎毛筆一二許、好墨端少々　右為写長官御書」と依頼するが（年未詳。廿五209～210）、宛先の「道守」は上馬養とする説があり(35)、写経所の案主に裁量が任されていた例にかぞえられる。

なお、写経所における筆のリユース、例えば古筆の穂先のすげ替えなどの状況は不明である。正倉院文書で「筆工」は天平勝宝二年四月食口に一人見えるだけで（十一228）、その存在は余りにも軽い。紙が、最後には下張



挿図８　続々修34－４　第２～３紙　政所との間で筆をめぐるやりとり。

り、包み紙、漆桶の蓋紙、詰め物など書記以外の用途に使用されたことを思うと、最後は埃払いの刷毛のような使い途であっても筆の姿のまま使われたのか、想像の域を出ない。

**兎毛筆をめぐる状況**　以上、写経所における筆＝兎毛筆のあれこれを、いくつかの視点から見てきた。本節の最後に、筆＝兎毛筆という「常識」が、どの範囲まで通用していたのかを調べてみたい。

国内全体の筆を対象に、製造・流通をうかがう材料として、『延喜式』の年料別貢雑物条がある。諸国から紙筆墨ほか調を補完する特定の産品の貢上を規定したもので、対象国は陸奥から大宰府にまで及ぶ。このうち、兎毛筆・鹿毛筆の別を明記するのは大宰府だけである。(36)

『類聚三代格』に収められた弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符に見える諸国の徭丁のなかに、「造国料紙丁大国六十人、上国五十人、中国四十人、下国三十人、造筆丁国別二人、造墨丁国別一人」があり、(37)国府の用に供する筆の供給元の一端が知られるが、材質を知る手がかりとはならない。

遡って奈良時代末の状況では、宝亀五年に諸国から未進となっている紙・筆・紙麻を列挙した図書寮解案（六580～581）から、各国の割当数が推定できる。(38)延喜式の規定では対象外の伊賀・佐渡・丹後・長門・周防・紀伊が見える一方、定数まで一致する上野・下野・因播・伯耆が見え、大勢としては延喜式相当の規定が存在したと考えてよい。年料別貢雑物の淵源は、奈良時代に遡ると言われるが、(39)天平六年の出雲国計会帳に、前年十一月十四日、出雲国が貢調使に付して筆一〇〇管を中央に進上したのは（一606）、その実例である（延喜式では年料五〇管）。また、天平十一年の伊豆

国正税帳に、天平九年三月十六日太政官符で国ごとに書写が命ぜられた大般若経の筆一五八管の價稲一五八束が計上されており、筆流通の状況をうかがわせる（二195）。

しかし、以上の史料を見る限り、筆の材質への積極的な言及は見られない。写経所文書から知られる範囲では、兎毛筆と鹿毛筆との価格の開きは、二五～四〇倍となるが、この点はどう考えられたのか、今のところ見通しは立っていない。

## 三　鹿毛筆

先に石田茂作氏の指摘にあるように、鹿毛筆は界線を引くための界筆として使われている場合が多い。前節で見たように、兎毛筆と鹿毛筆とが対になって写経所文書に見える例では、多く「堺料鹿毛筆」と定型的に表現されることが普通である。出現回数は少ないが、「契料鹿毛筆」「揩契料墨頭古筆」（廿四356）も「界」「堺」と同じ意味であろう。このペアは、降って延喜式の時代に至る[40]。

一方で、写経の現場から少し距離を置いた場合、造仏所作物帳が紙の用途として記す「公文料」も注目される。前述のように、政所用物の初めに並ぶ「公文ならびに雑用料」の紙一九四八張、鹿毛筆八六箇、丸墨（六十一）廷（廿四40～41）のうち、墨と筆は公文料と解してよいだろう。

**（1）**同じ造営関係の史料としては、天平宝字六年十二月二十九日付で作成された造石山院所造営の最終報告、いわゆる秋季告朔解がある。ここでは、紙・墨と並んで「鹿毛筆壹拾管$^{用作雑公文料}$」が見えるが（十六241。挿図9）、この中には、造営の初期に用材の準備に当たった**（2）**田上山作所告朔解（同六年正月分）に「鹿毛筆二管直$^{管別二文}$」と購入の記録がある筆が含まれるはずである（十五345。挿図10）。

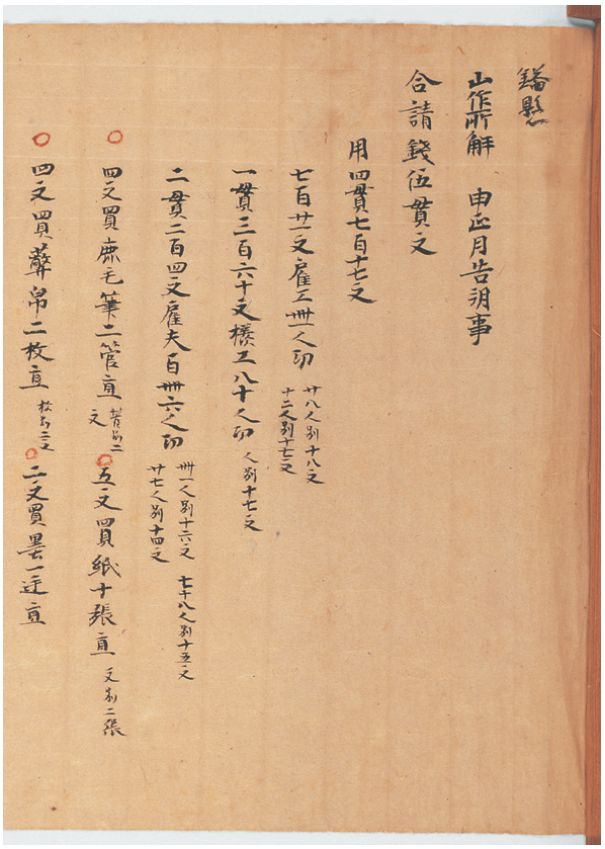
次は写経所の例に戻るが、**（3）**神護景雲四年六月十三日始まりの「奉写一切経料墨并凡紙鹿毛筆等用帳」と題された帳簿（未収の題籤あり）には、鹿毛筆四一管のうち用三八管。その内訳は「廿八管充勘経所　三管充装潢七管公文作料」とあり。校正、界、公文に使用されている（六23～24）。

**（4）**再び造仏所作物帳に戻る。ここで鹿毛二両が膠筆料として見える点も（廿四30）、他の事例へと広がりを見せる。作物帳の事例は、簡略な筆に限っては現場での製作もあったことを思わせる。

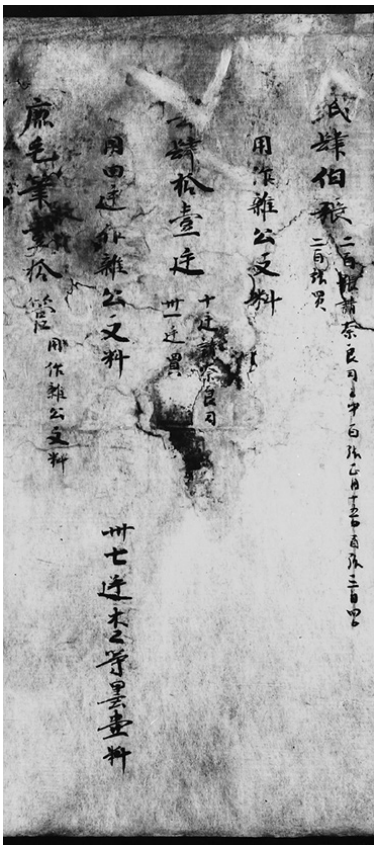
**（5）**天平勝宝四年閏三月十七日に始まる写書所雑物請納帳には、彩色用の顔料の名称が多く見えるが、それに交じって「鹿毛小々」が見えるのも**（4）**と同じであろう（十二240）。顔料の場合、温浴法で溶いた膠液に混和させて彩色に使用したのだろうが、同様の場合、筆に鹿毛筆が使用された事例としては、金字経の界線の例がある。

**（6）**天平勝宝三年三月十一日用度案で準備された紫紙金字八十華厳経の書写では、金字本文には兎毛筆、銀界線には鹿毛筆と、通常と変わらない（十一497～499）。経文書写と兎毛筆との相性がここでは優先されたのだろう。ただ同時期の筆が現物で申請されているのに対し、金字経分の筆は全額銭での計算となっている。普段使用しない用具を使う写経のためか。

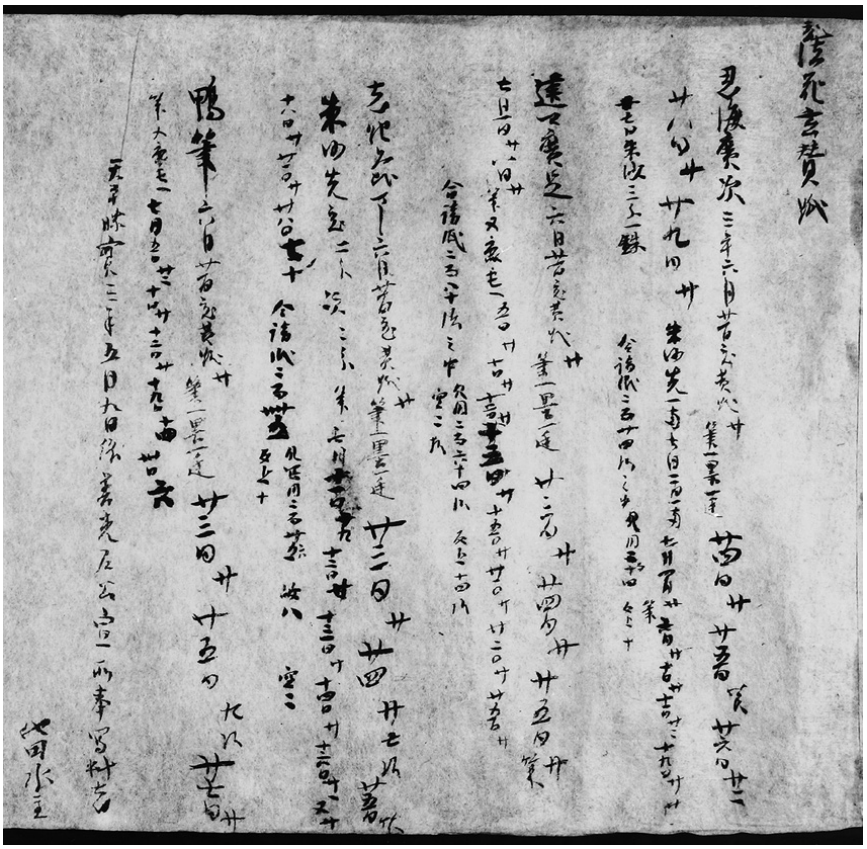
**（7）**一方で、珍しい鹿毛筆の使用法として法華玄賛書写の例がある。



挿図10　続修後集32 第１紙　田上山作所告朔解



挿図９　続々修45－５裏 第７紙
造石山院所秋季告朔解



挿図11　続々修34－６ 間紙充帳　　鹿毛筆と朱沙を経師に支給。

玄賛は唐窺基の撰にかかる法華経の注釈書で、経の本文を朱書、注釈を墨書と書き分ける[41]。天平勝宝三年五月九日、尼善光の宣によって書写が開始され、黄紙・朱沙のほか、「筆又鹿毛一」と二種の筆が支給されている（十558～559。挿図11）。

鹿毛筆の価格については、天平勝宝三年三月の金字華厳経書写の用度で、

銀泥で界線を引く鹿毛筆が、一管五文、界三〇〇張となっている例を別とすれば、一管あたり一～二文と、ほぼ変動なく推移している（宝亀二年の新銭切り替えの前に見かけの価格が一〇倍となる事例が見られるが、この時でも一〇文～一五文の範囲におさまる）。

また、鹿毛筆を界線用に使った場合、一管あたりの耐用基準は六〇〇張という数字がほぼ安定し、延喜式もこの枚数を踏襲する。ただ不思議なのは、天平宝字六年末開始の二部大般若経から同八年七月開始の大般若経一部までの短い時期、鹿毛筆一管のノルマが一六〇〇張と三倍近くに跳ね上がることで（第四節（8）（9）はその実例）、その理由は不明である。

鹿毛筆でとりわけ注目されるのは、公文用という用途が知られる点である。写経所で書かれた公文は、兎毛古筆の使用が多かったかも知れないが、例えば（2）に挙げた田上山作所告朔解などは、写経とは無縁の現場で作成されたものであり、それ自身が陳述するように、鹿毛筆で書いた公文の実例である可能性が高い。

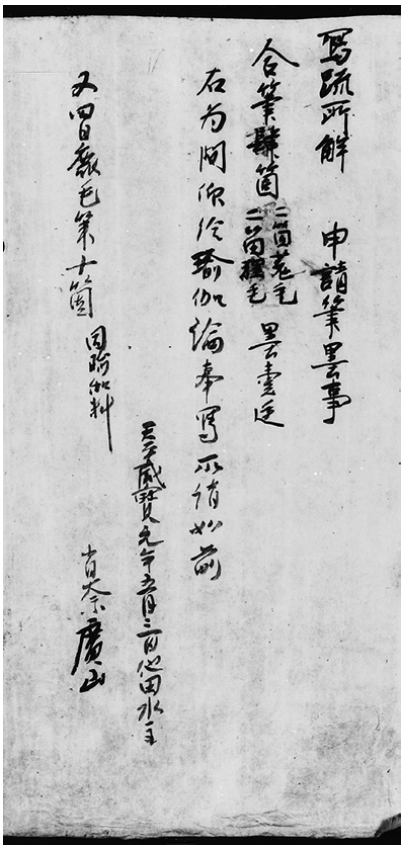
## 四　狸毛筆

前述の石田茂作氏の指摘に「狸毛筆はその殆ど全部が経題を書く題料として用ひられてゐる」とあった。今回あらためて検討を加え、僅かな例外事例と、逆命題である「経題は全て狸毛筆で書かれたのか」という点について若干の知見を得た。

まず、正倉院文書のなかに狸毛筆が登場する時期は、天平感宝元年（七四九）～天平宝字七年（七六三）と限定的である。写経関係文書の分布が概ね神亀四年（七二七）から宝亀七年（七七六）の約五〇年に及ぶとすれば、その中ほど十数年となり、これは写経事業でいえば、千部法華経（天平二〇年正月始）[42]の途中から七百巻経（最勝王経十一部・宝星経一部・七仏所説神呪経三部・金剛波若経六百巻の計七三二巻。天平宝字七年三月、道鏡が内宣を受けて自筆の状で書写を命じる）[43]に及ぶ。この間の関連史料を年代順に掲出し、特徴を見ていきたい。

（1）狸毛筆の初見は、「以受筆墨写紙并更請帳」（天平十六年六月二十五日～天平勝宝五年十一月二十五日。八467～486。続々修三四ノ一。常疏＋間写）の中に継がれている天平感宝元年五月三日の写疏所解に、間写の瑜伽論書写のため「合筆肆箇二箇兎毛二箇狸毛墨壹廷…又四日鹿毛筆十箇同瑜伽料」が請求されている例か[44]（八475。挿図12）。

この写経は、瑜伽師地論一部一〇〇巻の色紙経で、題師としての業務で



挿図12　続々修34－1　以受筆墨写紙并更請帳

よく知られている三嶋宗万呂が、天平二十一年三月初旬から天平勝宝四年四月頃までという長い期間にわたって、一人で書写を担当したという点が珍しい[45]。

ところで、この五月三日・四日の請筆墨は、書写が始まって直ぐ、最初の二巻の書写が終わった時点での申請である。この段階で請求された狸毛筆・鹿毛筆を題記・界線用と見るのは、時期（題記には早すぎる）からも、兎鹿狸の数的バランスからも（鹿毛が多すぎる）不自然である。

鹿毛筆については、別のところで「鹿毛拾四箇見請二箇不受十二…」、三嶋宗万呂奉写の瑜伽論料、右は、論分の色紙に麁柔不等あるにより[46]、便に随いて充て、選び用いむと。仍て請うところ前の如し」（八478～479）といわれている。どうもこの瑜伽論書写に限っては、どの筆が本文書写に最適か、試してみていたようだ。用例初出となる狸毛筆が、こういう状況で登場するのは興味深い。

（2）請千部法花経筆墨帳（十10～51。続々修五ノ五）

天平二十年正月十一日に、元正太上天皇の病気平癒を願って法華経一〇〇〇部八〇〇〇巻の大量写経が開始された[47]。この事業が進む間、狸毛筆が登場する。

筆墨の全体的な出入管理について記したのが請千部法花経筆墨帳で、冒頭の記事によれば、始動段階の正月十一日に内裏から鹿毛筆二〇箇を、十二日に政所から兎毛筆二八箇（以後追加請求を含めて四月十一日までに計四五箇）を受納している（十10～。続々修五ノ五）。同時に、経師への紙筆墨充を個別に管理する別帳簿「千部法花料紙充帳」も作成された（十65～）。「紙充帳」は、間明きで経師名をあらかじめ記入し（口座式）、そこには標準支給の「充墨一式一筆一敷紙一」も一律に記されていた。以後は紙筆墨について充・用・返上があるごとに日付を追って書き加えていく。筆について返上の際に「古反」と記入する例が稀なのは、古筆と交換に新筆を支給するという原則が徹底していたうえ、法華経一部の紙数が一六〇余枚で、筆一本の耐用基準（一八〇枚が目安。一七〇枚の例も）と比較的近かった（「一部了」をクリアしていれば交換が近い）、という理由が考えられる[48]。

狸毛筆は、上記二帳のうち「請千部法花経筆墨帳」のほうに「題料」として初めてあらわれる。

写書所解　申請千部法花筆墨事

合筆廿一筒兎毛筆十六狸筆五題料者　墨六廷七五者写経料　返上筆十四六墨残七六一者題料一

……（中略）……

天平勝宝元年十二月十二日鴨筆

（十38～39。挿図13）

「題筆五箇狸筆（擦消）　墨一廷」

また事業の終わりに近い天平勝宝三年五月には、

写書所解　申請筆事

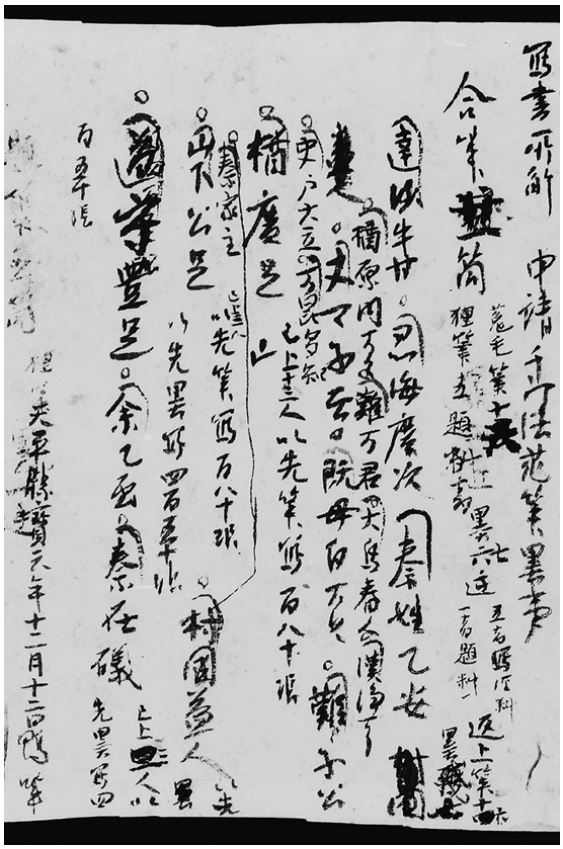
合狸毛筆一十箇未　凡紙一百張造雑公文料見来五十張

右為題千部法花経所請如前

天平勝宝三年五月二日　鴨書手

（宮内庁書陵部蔵「天平時代文書」『正倉院文書拾遺』47、未収）[49]

とあり、狸毛筆による題書は、兎毛から変更された後は最後まで継続方



挿図13　続々修５－５　第21紙　請千部法花経筆墨帳

針とされたようだが、「未（＝未充）」の注記は、入手に何らかの困難があったことを思わせる。

そもそも題経作業は、写経工程の最後に、ある程度数がまとまるのを待って集中的に行なわれたと見られるが、千部法花の題記じたいは、すでに同年（天平二十一年）四月に

写書所解　申請筆事

合筆十一筒五筒題料者並千部料

呉原生人　黄公万呂　角恵万呂　丈部子虫

三嶋子公　秦家主　已上六人等各以先筆写紙百八十張

（天平二十一年）四月四日上馬甘　（十18）

と見える。栄原永遠男氏はこの題料を狸毛筆と解するが、題料以外の六箇が経師六名に支給され、前後の例と同様に経文書写用の兎毛筆と見られる以上、材質を明記していない題料五箇も兎毛筆と解するのが自然である。

同時期の例としては、天平勝宝二年十月に始まる大般若経一部の書写事業があり、用度案から予算段階の概要をうかがうと、題師は見えるが、筆は兎毛・鹿毛だけが計上され、狸毛筆は出てこない（三463～468）。

**初期の題師**　ここで、経題を専門に書く「題師」が出現するのはいつか、確かめておきたい。

題師の初出は、天平十年十二月の写経司啓に田辺櫃実・吾孫人主の二人による題経（一一四五巻と一〇九四巻、両名あわせて二二三九巻）が報告されているのがそれにあたるが（七370）、この年代をそのままに受け取るのは少し躊躇される。なぜならこの啓は、前後に天平十一年十一月・十二月の経師手実が連続する中間に、割り込むように直接貼り継がれ、これだけ見れば「天平十一年十二月」の誤記では、と疑わせるからである。

天平十一年六月三日の記事から始まる「東院写一切経所受物帳」（続々修三ノ一）の、同十二年三月十七日の条（七269）には、この日の受銭のうち六貫七一七文を「題経師二人料別卷三文」と記し、計算すれば二二三九巻の題経があったことが知られる。人数・巻数の一致から、先の田辺・吾孫両名の題経と同じ案件と見れば、「十一年十二月付の写経司啓で報告・布施請求が行なわれた結果が、翌年三月の受銭」ということになって、話のおさまりは良い。

この題師二名は、その後の天平十四年十二月にもほぼ同じボリュームの

題経作業をこなしている（八159）。吾孫人主は他に見えないが、田辺櫃実はその後の記事で、天平十八年には金字国分最勝王経の題書に従事、天平勝宝二年三月には本官が中内記であったことが知られる[50]。職掌柄、能筆でなければ務まらない官職の中堅どころ、腕を買われて題記を依頼されたものであろう。このように、巻数が溜まったところで相応しい書き手を招いて題経を行なうのが初期の状況ではなかったか。

天平十五年頃からは、写経所に経師として出仕していた三嶋宗万呂が題師をつとめるようになり、以後、天平二十年には三七五九巻の題経を行う（十341）など、ほぼ一人でこの役を担っている。やがて宗万呂は事務専当となり、勝宝四年五月頃には大和国大目に転出、天平宝字二年には本官が内記であったが、この間も写経所とのつながりは切れず、経師・題師として事業に参加している。

このように題経というしごとは、経巻が出来上がっていく長い作業工程を終えた最終段階で、ごく短い時間の勝負となる。また写経所文書でのあらわれ方は、実作業の工程で最後の装書（表紙・緒・軸の取り付け、化粧裁ち）と時期的に近いことから、装潢関係の記録に併記されることが比較的多い。

**（3）**次に、天平勝宝二年六月二十日に始まった法華経寿量品（二十八品中の第十六品）四千巻書写[51]の際に、狸毛筆が使われている（十一279）。

これも前述の瑜伽論と同様に白長布紙、白短布紙を交えた色紙経であり、完成形では、一品一巻の「小巻」一千軸と三品を一巻に合写した「三巻複」一千軸とをあわせて「四千」とする、他に例を見ない写経である。事業の終盤、天平勝宝三年九月十日に表紙料として穀紙一〇〇〇張が下充され（同日に色紙一〇〇〇張を返上した代わり。何らかの事情による総取り替えか）、一と月半経った十月二十八日に「受狸筆七箇受呉原」と見える（十一279）。これは題経料で間違いないだろう。

**（4）**六十花厳料紙充装潢帳（廿部六十華厳。天平勝宝四年三月二十二日～、十二223～226。続々修六ノ七）

題経五千（五百）七十四巻題大原魚次

……（中略）……

閏三月廿七日受狸毛筆五管題料

廿部六十華厳経の書写は[52]、天平十九年八月二十五日の良弁宣によって開始されたが、翌二十年春には中断、四年後の天平勝宝四年三月末に再開される。狸毛筆が見えるのは、再開後新たに作成された装潢関連の作業記録の中で、日付順を原則とするが、題記・受筆の記事が前後するなど書式は整っていない。中断直前の二十年春季までに完成した一二〇巻分の題記は三嶋宗万呂が担当（十214。別の記録には「六十花厳経料筆墨大倭国大目三嶋宗万呂所奉写者」と記す。十二278）、再開後は大原魚次が五七四巻の題を書いて完成させている。三嶋分の注記と同じ場所には、他に薬師経・八十華厳経の題経についても見えるが、筆の種類についての記載はない。

**（2）**～**（4）**は、天平勝宝前半の事例である。同時期の題経の事例はこの他なお多いが、使用した筆について言及されていないものはここでは触れない。

**（5）**東大寺写経所食口帳（「月々用帳」の紙製題籤付き右軸に天平宝字

二年六月～八月分を貼継。十三337～352。続々修三八ノ七）

（六月分）一貫八百八十文兎毛筆卅七管直管別卅文

……（墨の項、略）……

廿文堺料鹿毛筆廿管直管別一文

（七月分）五貫三百廿文兎毛筆一百卅三管直六十八管先経料六十五管後経料並管別卅文

……（墨・雑用料凡墨の項、略）……

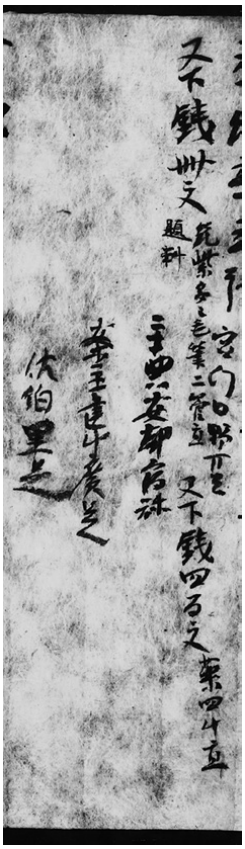
廿文堺料鹿毛筆廿管直管別一文

（八月分）三貫六百八十文兎毛筆九十二管直管別卅文

……（墨・凡墨・糖・菓・索餅・末醤の項、略）……

卅文狸毛筆二管直

天平宝字初頭の写経事業として、二年六月十六日宣による金剛般若経一〇〇〇巻（千巻経）、七月四日宣による千手千眼経一〇〇〇巻・新羂索経一〇部二八〇巻・薬師経一二〇巻（千四百巻経）、八月十六日宣による金剛般若経一二〇〇巻（千二百巻経）と続いた御願経書写は、多くの関連史料から写経所の活動をうかがうことができる(53)。



挿図14　続々修43－6　第6紙
写千巻経所銭并衣紙等下充帳

このなかで狸毛筆は、写経所が月ごとに食口と所用雑物をまとめた中の、八月分の銭支出の項に「卅文狸毛筆二管直」と見え（十三348）、（4）以前の現物支給からの転換が見られる。従って一管あたりの価格二〇文も初めて見える数字である。時期から見て、ほぼ並行して進んでいた千巻経・千四百巻経に使用された分であろうが、題料の筆二管は、後掲（7）の事例（天平宝字四年）に照らせば題書二六四巻程度に換算され、予定巻数の一部しかまかなえない。さらに、筆のうち兎毛筆・鹿毛筆については、銭での支出が当初の事業予算の中に組まれていたのに対して、狸毛筆は予算外の支出であった。史料上の欠落を考慮に入れても、全巻の題書に使用予定だったとは言えないようである。

ここに見える狸毛筆の購入は、銭の支出を記す「写千巻経所銭并衣紙等下充帳」では「（八月八日）又下銭卅文筑紫多々毛筆二管直題料」と書かれている（十三273。挿図14）。狸の異称である「多々毛（たたけ）」の古い用例としても貴重だが、「筑紫」の地名が冠せられている点も興味深い。

天平八年の薩摩国正税帳に、兵器料・筆料の鹿皮を大宰府まで運ぶ担夫の食稲が計上されている（二15）。大宰府周辺の工房で、脱毛・鞣しの加工が行われ、鹿毛は筆工のもとで製品化されたと見るべきか、あくまで鹿皮限りか、これだけでは判断が付かない。第二節でもふれたように『延喜式』には、年料別貢雑物条として大宰府から兎毛筆・鹿毛筆各五六〇管を貢進すると見え、一方、宝亀五年の諸国未進の紙・筆・紙麻を報告する図書寮解には、出雲国の「筆料鹿皮」も見えるからである。ともあれ、大宰府周辺の製筆工房の存在自体は想定してよく、「筑紫」を生産地（舶載筆の

経由地との含みも持たせて）と見るのは不自然ではない。但し、狸毛筆の流通状況は兎毛筆・鹿毛筆に比べて限定的で、いつでも好きなときに手に入るものではなかったようである。

続く二例（6）（7）は、光明皇后崩御という奈良時代史上の大きな転換点を挟んで、近接してあらわれる[54]。

（6）東大寺写経所写経律調度文案（天平宝字四年二月十九日、十四365～366、続々修十八ノ六）

兎毛筆三百七十三管（九十七）　墨一百九十九廷（三百廷）

鹿毛筆一百管　綺五百七十九丈七尺（八十一丈二尺）

軸三千四百廿四枚（卅三）　狸毛筆廿五管

『続日本紀』は、天平宝字四年三月甲戌（十三日）の詔に「比来、皇太后御体不予」と光明皇太后の体調が思わしくないことを記し、天神地祇を祀って聖体の安穏平復を願わせたが、閏四月二十八日にも依然「寝膳和にそむく」状態であり、ついに六月七日崩御と記している。正倉院文書からも、写経を中心とするさまざまな動きが見て取れる。その一つ、二月十日の大師（恵美押勝）宣を受けて開始された一切経は、同十九日付で（6）の用度案が作成されたが、開始の遅延ないし直後の中断があり、四月十五日にあらためて大師の宣が出て再開された。この一切経の題書には狸毛筆が予定され、天平宝字二年の（5）では事業途中から顔を出した狸毛筆が、最初から予算の中に組み入れられている。

結果としてこの一切経は、皇太后崩御とその後の追善供養が相次ぐなか、七月十四日には布施申請を行なって、予定巻数三四三巻の二割程度にあたる七六〇巻を書写した段階で事実上打ち切りとなった。そして、七七忌が明けようとする七月中旬頃からは、翌年の一周忌斎会を目標地点に定めた新たな一切経（先の一切経との対比で後一切経とも称する）の準備が始まる。その用度案が次掲（7）である。

なお、これに近い時期の写経事業を見ると、同年正月十一日の御願を受けた大師の宣によって書写が開始された法華経・金剛般若経・理趣経各四五部の料物には、兎毛筆・鹿毛筆購入の用銭のみが挙がっている。同年三月一日の内侍印八麻中村の宣（以下の例も宣者は同じ）によって開始された最勝王経一部一〇巻・宝星陀羅尼経一部一〇巻・仏頂尊勝陀羅尼経一巻の書写（十四369～372）、四月一日の法華経一部八巻の書写（十四377～379）、閏四月一日の灌頂経一部一二巻・梵網経一部二巻の書写（十四387～389）の場合は、題経の布施もしくは筆直銭が計上されているが、筆の種類として見えるのは兎毛筆のみである。

（7A）奉写忌日御斎会一切経所解案（年欠、十五63～69、続々修十ノ七裏）

奉写忌日　御斎会一切経所解　申請用度物事

合応奉写大小乗経律論及賢聖集伝壹仟壹拾伍部伍仟貳伯漆拾壹巻

……（中略）……

銭壹伯肆拾捌貫捌拾捌文（伍）伯漆拾壹文

廿六貫四百卌文兎毛筆六百六十一管直（管別卌文）以一管写紙一百五十張

……（墨の項、略）……

一百六十五文堺料鹿毛筆一百六十五管直（管別一文）以一管堺紙六百張

四百文題料狸毛筆卅管直（管別十文）以一管題百卅二卷　（十五65）

（7B）奉写一切経所解案（天平宝字五年正月六日～、引用部分は十五1～8＋十五83＋十五9～11の順に接続。続々修三ノ四、続修二〇裏）

奉写一切経所　申請銭事

合応奉写経五千二百八十二卷

用紙十万一千三百五十八張

可請兎毛筆六百七十三管（六百七十二管々別写紙百五十張、一管写紙五十八張）

……（先請筆・今請筆の内訳、墨・菲の項、略）……

題料狸筆卅管（以一管題経百卅二卷）

堺料鹿毛筆一百六十五管（以一管堺紙六百枚）

合請（用並二百文）銭七貫三百十五文（文〻〻〻〻〻）

三貫八百八十文兎毛筆九十七管直（管別卅文）…

……（墨の項、略）……

四百文題料狸毛筆卅管直（管別十文）「十一日請了」

一百六十五文堺料鹿毛筆一百六十五直（五十管直、管別一文）「十一日請了」（〻〻〻〻〻〻）

（7）は、光明皇后の一周忌斎会のために奉写された一切経に関わる史料で、（7A）は下書き段階の用度案（宝字四年十二月頃か）、（7B）は年が明けた五年二月、書写が進行中のものである。全体の規模が、途絶した先の一切経段階に比べて総巻数五二七一巻（途中漸増して最終的には五三三〇巻となった）に拡大されている。大量の従事者を投入することで、異例とも言える速度で完成に漕ぎつけたことはよく知られ、そこに反映された当時の政治状況も興味深いものがある(55)。ただ、現場の実務に戻れば、このような厳しい目標設定のもとで写経の実施計画を立てる際には、物品の値段や必要量などの個々のピースについては、中絶した先一切経で準備したものを再利用することはむしろ自然であろう。

後一切経の用度案（下書き段階のもの）では、総巻数の五二七一巻に対して、「狸毛筆一管で題書一三三巻」という基準を作って、必要数を四〇管（管別十文で計四百文）と計上している。このように筆の耐用・交換の基準が明示されるのは、兎毛筆・鹿毛筆では珍しくないが、狸毛筆はそれ自体の出現回数からして遙かに少ない。既出例では、（3）二〇〇〇巻に対して筆七本（実績ベースで一管あたり二八六巻）、（4）五七四巻で筆五本（実績ベースで一管あたり一一五巻）と幅がある。後に出る（9）の七百巻経では、この数値が「狸毛筆一管あたり題書一〇〇巻」という区切りのよい数字に丸められており、このいかにも作り数字らしい数から見れば、「一三三巻」は現実に調達できそうな数を踏まえたとも見られる。それはともかく、先の未完に終わった一切経（6）で用意された狸毛筆二五管は、これで計画巻数三四三三巻の題書を行なったとすれば、筆一管あたり一三七巻という基準値が導かれ、先後で大きくは違わない。

（8）造東寺司写経律用度文案（天平宝字七年正月二八日、引用部分は十六341～343＋廿五339～340の順に接続。正集五裏、続修三一裏）

造東寺司

合応奉写経律六十卷

梵網経卅巻
　四分僧戒本経十巻
　四分尼戒本経十巻
用紙一千五百張見写料
　兎毛筆十管以一管写紙百五十張
　墨五廷以一廷写紙三百張
　堺料鹿毛筆一管以一管堺紙一千六百張
……（綺・軸、略）……
　題料狸毛筆一管
……（中略）……
銭五貫七百廿三文
　四百文兎毛筆十管直管別卅文
　一百五十文墨五廷直廷別卅文
十文題料狸毛筆一管直
……（中略）……
二文堺料鹿毛筆一管直

僧尼が常時身辺に置くべき十八種の持物を定めた、梵網経・四分僧戒本・四分尼戒本（十八種持物之具経）の書写に関わる用度案[56]。規模は比較的小さく、取り立てて完成を急ぐものではなかったとされる。総巻数六十巻の題書は、狸毛筆が一管（直銭一〇文）あれば十分で、とくに目新しい情報はない。

**（9）**造東寺司奉写七百巻経用度案（天平宝字七年三月十一日、五403～411。続修別集三三。数字は朱書訂正後のものを採用した）

造東寺司
合応奉写経六百十五部七百卅二巻
　最勝王経十一部百十巻
　宝星陀羅尼経一部十巻
　七仏所説神呪経三部十二巻
　金剛般若経六百部六百巻
応用紙一万七百八十四張
　経紙一万二百八十九張
　　九千三百廿三張見写料
……（中略）……
兎毛筆六十二管以一管写紙百五十張
墨卅一廷以一廷写紙三百張
堺料鹿毛筆六管以一管堺紙一千六百張
題料狸筆七管管別題百巻
……（中略）……
銭一十六貫五百九十三文
　二貫四百八十文兎毛筆六十二管直管別卅文
　七十文狸筆七管直管別十文
　九百卅文墨卅一廷直廷別卅文
　十二文堺料鹿毛筆六管直管別二文

……（中略）……

経師廿人題師一人校生四人装潢二人（下略）

惣単二千六百五十五人

一千三百廿人経師人別写紙七張六十六箇日単

七人題師人別題経一百巻七箇日単

二百四人装潢人別作紙五十張百二箇日単

三百八人校生人別校紙六十張七十七箇日単

（8）に遅れること一月余り、天平宝字七年三月十日の内宣を受けて、道鏡から最勝王経・宝星陀羅尼経・七仏所説神呪経・金剛般若経あわせて七百三十二巻書写の命令が写経所に下された[57]。通称七百巻経の開始である。写経所も即応し、翌十一日付けで作成された用度案に狸毛筆が見える。この写経では、書写関連の作業単工が記され、題経作業では、一日あたり一〇〇巻、七三二巻を題師一人が七箇日かけて行うという基準が示されている。ただし、筆墨紙関係の諸作業の積算は、（8）と同じテンプレート（狸毛筆でいえば管別一〇文）に数値を流し込んで出来上がったような感がある。同じ事業の銭収納について記した「奉写七百巻経料雑物収納帳」から、兎毛筆・狸毛筆・鹿毛筆・墨を購入するための銭は、「寺の政所より請うところ」（十六354）であったことが知られるが、これ以上は狸毛筆の特性を探るのは困難なように思われる。そしてこれが、正倉院文書のなかで狸毛筆が登場する最後の例となる。管見の限りでは、以後の写経事業に狸毛筆は姿を見せない。

**宝亀年間の題経**　書写・装丁を終えた経巻に題を記すことは、宝亀年間に行われた五部一切経（先一部・始二部・更二部）[58]書写事業でも同じである。一々の史料の掲出は控えるが、それぞれの題経関連記事を挙げよう。

神護景雲四年五月から宝亀二年末に及ぶ先一部一切経では、宝亀二年十二月二十九日の請用雑物食口を報告した解案に「題経四千五百八十五巻料以一端充題経二百巻」と見える（六228）。

宝亀三年二月から実働を開始した始二部一切経は、同四年六月頃に書写工程を終えているが、題経については不明である。

更二部のうち、四年六月に始まる前半の更一部では、題経関連の動向が比較的よく知られる。宝亀四年十二月には新たに「題経帳」が用意され、十二月一日～四日間に題経一〇一二巻が行われ、十日には題を書き終えた三九一巻について校生高向浄成が点検している（廿二370～371）。また十二月二十五日の布施案では「題経二千六百十二巻料以一端充題経二百巻」とあり、題師として大羅嶋守・念林宅成の名が見える（六557～566）。

宝亀五年五、六月頃に始まる更二部後半の今更一部では、五年九月五日の布施案断簡に「十三端題経二千六百巻料以一端充題経二百巻」と見える（廿三2）。

このなかで、先一部の終わり近く、奉写一切経料銭用帳の宝亀二年十一月の下銭記載に「七十文題料兎毛筆二管直管別卅五文」と見えるのは（十七328）、狸毛筆の不在を直截なかたちで示すものであろう。更一部の題師大羅嶋守・念林宅成の両名が、前季までは経師として活動していたこととも符節一致する。

**狸毛筆の背景**　以下は大雑把な見通しを述べることになるが、狸毛筆が初めて見える天平勝宝初年という時期は、また盛唐期の影響を受けた書風の変化が指摘される時期である[59]。筆と書風との関係に、互いが原因となり結果となる相互作用を認められるとすれば、興味深い一致である。遣唐使帰朝との関連など、外的要因の影響を見極めることが必要であろう。

一方で、正倉院文書に見える狸毛筆の一時中絶の評価も難しい。これが写経所外での趨勢をどれくらい反映したものか。延喜式に狸毛筆が見えることを以て、中間の連続性を自明と見てきたが、条文を見ると、長功～短功の季節ごとの造筆のノルマ変動の項目に、兎毛筆・鹿毛筆に付随して僅かに見えるだけで[60]、実用に関わるところには狸毛筆は見えない。再考を促す材料とはなるだろう。

別の角度から見よう。正倉院文書の終末から三六年後、空海の「筆を奉献する表一首」は、狸毛筆四管（真書一、行書一、草書一、写書一）を筆生坂名井清川に命じて新調させ、東宮に献じるに当たって作った表である（弘仁三年〔八一二〕六月七日。遍照発揮性霊集巻四）[61]。その中では「空海、海西にして聴き見し所此の如し」と、唐土での見聞をもとに製筆法を清川に伝授したと述べている。日本国内で狸毛筆がずっと普及し続けていたとしたら、この言はあり得なかったように思われる。

## 五　まとめ

以上、筆に注目して正倉院文書を通覧し、材質別の観点から諸事象を整理してみた。

まず写経所文書のなかでは、「兎毛筆は、経巻本文の書写に使用する、基本的かつ最も高価な筆。鹿毛筆は経巻の界線を引く用具で安価。両者の組み合わせは、写経事業関係史料のなかに、初期から末期まで偏りなく、相当の頻度で登場する」という総括が可能だろう。同じく、「狸毛筆は、ほぼ題経用に限って使用されたが、史料上に見える期間は限定的である」。

鹿毛筆にはもう一つ、公文の書写料という用途もあった。各種の公文が日常的に作成される状況は、官司の別をこえて遍在する。写経所の外に出たとき――例えば、紙はせいぜい凡紙、木簡が標準的な書記材料とされるような環境では、兎毛筆・鹿毛筆の構成比が変化しても不思議はない。ここでは、写経所の中での「当たり前」と、奈良時代の筆に共通して当てはまることの弁別を行なう必要がある[62]。

その場合でも、兎毛筆・鹿毛筆の価値の序列は変わらなかったと考える。そのことは、まず価格という現実味のある基準で証される。また、紙の場合、経巻・典籍を最上位とする序列が当時存在したと見られるが[63]、用紙との対応を介して、兎毛筆・鹿毛筆の間にも上位互換の原理を含む格付けの差を認めてよいと思う。律令制公文類に立ち返って両極を例示するなら、戸籍・計帳・正税帳など巻子の形態で諸国から中央に進上される主要文書は、兎毛筆を本筋に考えたい。また繊維製品に記された調庸関係銘文の場合は鹿毛筆が相応しい。

狸毛筆については、第四節の内容に加え、次の点を補足しておきたい。

かつて現存の筆一七管について、それが献納の結果東大寺に伝わったも

のと推定した[64]。それ自体の当否は措くとしても、現存宝物の時期的分布から、このような奉献行為の時期は、大仏開眼会をピークとして、聖武天皇御一周忌の頃までである可能性が高いと思われる。さすればこの時期は、狸毛筆が文献に見える時期のなかに完全に包摂され、現存宝物の中に狸毛筆が存在するのは不自然なことではない。

ここまで行ってきた概観が、現物の筆についてどこまで有効か。材質に限っても、詳細な調査が、巻筆のどの部分に何の毛を使用しているか、というレベルにまで進んでいることを思うとき、兎・鹿・狸を択一的な選択肢と決めて論を進めることに限界はあろう。しかし、古代の人々の認識がそう仕分けていた、という点を拠り所に述べたものである。

（すぎもと　かずき　宝物調査員・前　正倉院事務所長）

## 注

（1）石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』（一九三〇年初版、東洋文庫刊。一九八二年原書房より復刊）。引用部分は、「第三編　奈良朝の写経所に就いて」第四章の冒頭二二八～二三二頁からの抜萃（常用字体に改めた）。

（2）栗原治夫「奈良朝写経の製作手順」（坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中、一九七二年、吉川弘文館。のち『日本古文書学論集』3、一九八八年、吉川弘文館に収録）。

（3）研は筆墨紙と比べて、出現回数はずっと少なく、写経事業の開始時期や、事務引き継ぎなどの節目に史料に見えることが多い。天平十五年七月、さまざまな物品が写経所に集まってくるなかで「研八口」「研十口」とあまり日を置かず収納されている（本文参照）のが写経所文書での初見であろう。金字写経（銀界）の際に、膠で金銀泥を溶く必要から硯を温めた炭に「怱硯料者」と注記され、別に、宝亀年間の史料には、寒冷の季節にみえる荒炭の用途に「温硯」「硯温料」と類似の表現が見える。材質は、天平宝字六年、石山寺造営に関連して、筥陶司から石山寺に充てた雑器の中に「坏蓋研」と見え（五104）、宝亀四年の奉写一切経所の支出項目に「冊文硯料陶埦十合直」（六499）、「陶水埦廿合〈硯料〉」（廿323）とあり、陶器転用の「すずり」が確認できる。なお、研と親近性を持つ用具として、「筆漬坏」（九2）「筆洗坏」（廿四328）（ともに天平十八年）がある。宝亀三年には「陶（水）埦…硯并筆漬料」（六305・393）と見え、陶（水）埦が、蓋は硯に転用、身は筆洗いに使用されたと読める。

（4）拙稿「端継・式敷・裏紙」（『日本古代文書の研究』第一部第四章、二〇〇一年、吉川弘文館。初出一九九一年）。佐々田悠「手実と端継―正倉院文書の成り立ち―」（『正倉院紀要』三九、二〇一七年）。

（5）筆の清拭用としては、布（天平十五年大官一切経。二丈を裁断して三〇枚とする。八223・285）、凡紙（神護景雲四年、六23）が使われた。

（6）皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」（『正倉院文書と古代中世史料の研究』二〇一二年、吉川弘文館。初出一九六二年）。

（7）山本幸男『写経所文書の基礎的研究』（二〇〇二年、吉川弘文館）。

（8）正倉院文書の現行目録である『正倉院古文書目録』（明治四一年、宝器主管から帝室博物館への引継目録。昭和四年に奈良帝室博物館正倉院掛によって印刷）では、続々修を大きく八類に分かち、そのうち第五類を「筆墨紙」と名付けてここに第二九帙から第三七帙までを所属させている。このうち二九帙（筆墨手実）、三〇・三一帙（筆手実）、三二帙（筆手実及筆墨充）、三三帙（墨手実）は、神護景雲四年（宝亀元年）以降の奉写

一切経所の時期のもので、書式、月ごとの取りまとめ、古い月分の右に新しい月分を貼り継いでいく方法など、ほぼ同じパターンで請筆墨・下充の記載が続く。なお同時期に、作業の区切り目ごとに経師から提出された帙上手実（二〇～二二帙）に筆墨下充に関する書き入れが見られる場合もある。

（9）『大日本古文書』の参照箇所は、すでに注（3）で使用したように竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』（一九五八～一九七七年、吉川弘文館）の表示方式に従って巻・頁を示した。用例の検索に際しては、関根真隆編『正倉院文書事項索引』（二〇〇一年、吉川弘文館。筆・墨・顔料項の初出は『正倉院年報』五、一九八三年）を基本チェックリストとして使用、東京大学史料編纂所作成の『奈良時代古文書フルテキストデータベース』、宮内庁正倉院事務所ホームページ内の「正倉院宝物検索（文書検索）」を随時参照し、多大の恩恵を蒙った。また先行研究については、網羅することを目指さず、取りあげた内容の理解に資すると思われるものを中心に挙げた。その際に、市川理恵『正倉院写経所文書を読みとく』（二〇一七年、同成社）を参照した。なお、以下各節の本文中に、ゴチック数字でトピック番号を付した。読みやすさを考慮して適宜加えたもので、史料引用箇所等を網羅するものではない。

（10）傍注の有無は冊・箇所によって違いがある。

（11）福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」（『日本建築史の研究』一九四三年、桑名文星堂。初出一九三三年（一九八〇年復刊、綜芸社）、渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」（『弘前大学国史研究』八一、一九八六年）。造仏所作物帳は、幕末～明治の正倉院文書整理の過程で庫外に出た断簡があり（国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』一九九二年、同館）、一部は原本の所在不明。『大日本古文書』未収分もある。接続案の一部は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』既刊分において確認されている。

（12）この目録で経名の頭に付した圏点様の記号について、『大日本古文書』編者は、「筆軸頭ナリ」との注記を加える（七7）。写真を見る限りでは、筆で書いたものもあるようで、筆軸の太さ、肉厚を知る材料とは速断できない。

（13）福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」（『寺院建築の研究』中、一九八二年、中央公論美術出版。初出一九三二年）、栄原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」（『奈良時代の写経と内裏』第Ⅰ部第四章、二〇〇〇年、塙書房、初出一九八四年）、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（一九九九年、吉川弘文館）。

（14）栄原永遠男「千部法華経の写経事業」上・下（『正倉院文書研究』一〇・一一、二〇〇五・二〇〇九年）。

（15）渡辺晃宏「金光明寺写経所の研究―写経機構の変遷を中心に―」（『史学雑誌』九六―八、一九八七年）。栄原永遠男注（13）前掲論文、山下有美注（13）前掲書第一章。

（16）この写経事業は、関係史料がコンパクトにまとまっており、概要をうかがいやすい。岩宮隆司「天平勝宝元年の大般若経書写について―写経作業と布施支給作業を中心に―」（『続日本紀研究』三四六、二〇〇三年）。

（17）山本幸男注（7）前掲書第一章参照。

（18）山本幸男注（7）前掲書第三章参照。

（19）注（18）に同じ。

（20）皆川完一注（6）前掲論文、山下有美注（13）前掲書第三章。

（21）渡辺晃宏注（15）前掲論文、春名宏昭「先写一切経（再開後）について」（『正倉院文書研究』三、一九九五年）、山下有美注（13）前掲書第二・

三章。

(22) 現在多くの断簡に分かれるが、内容は後出の「以受筆墨写紙并更請帳」とよく対応する。復原案については、稲田奈津子「森川杜園『正倉院御物写』と日名子文書」(『正倉院文書研究』一一、二〇〇九年)参照。首部の六月二十五日解に先行する六月十三日解案も同所に継がれるが、これは実際には機能せず、雛形としてここに置かれたものと見ておく。

(23) 復原案については、皆川完一注(6)前掲論文、山下有美注(13)前掲書第二章、同「東大寺写経所と写書所―造東大寺司成立期から天平宝字二年まで―」(『南都仏教』一〇一、二〇二〇年)、稲田奈津子注(22)前掲論文参照。

(24) 『延喜式』図書寮式17筆条(虎尾俊哉編『訳注日本史料　延喜式』中、二〇〇七年、集英社)。

(25) 千手千眼并新羂索薬師経書上帳(山本幸男注(7)前掲書第一章(55))。

(26) 後金剛般若経経師筆墨返上文(山本幸男注(7)前掲書第一章(176))。

(27) 柳雄太郎「仁王会関係の木簡」(『律令制と正倉院の研究』第三部第五章一、二〇一五年、吉川弘文館。初出一九七七年)は経師一七名との数の一致から、現存の筆一七本は経師から返上された筆そのものにあたる可能性を示唆されたが、装飾技法・材質の点で、経師に支給したものにしては高級に過ぎる筆が多く、従いがたい。拙稿「正倉院の木簡」(注(4)前掲書第二部第五章五。初出一九九〇年)では、近代以降筆の箱とされている白葛箱・漆皮箱(中倉38・39)の少なくとも一部は、当初からの筆の容器であり、豪華な装飾の筆は、献納と関連して宝庫に伝わった可能性を指摘した。一方、返上筆の扱いで参考になるのが、「納櫃本経検定并出入帳」と総称する継文に属する断簡一紙である(続々修十五ノ三第21紙。廿四197～198)。「第十一櫃納経合」と題して天平二十年二月五日付けで納在経巻を書き上げたものであるが、奥裏に比較的大きく「筆納」と書かれ、これは筆をまとめて巻き包んだ裏紙の二次利用の可能性がある。汚れの付着などから新筆・古筆の判別も含め、なお検討したい。

(28) 東野治之「奈良時代における『文選』の普及」(『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年、塙書房。初出一九七六年)。

(29) 中林隆之「日本古代の仁王会」(『日本古代国家の仏教編成』二〇〇七年、塙書房。初出一九九九年)。

(30) 山下有美注(13)前掲書第二章。

(31) 堀池春峰「優婆塞貢進と出家人試所」(『南都仏教史の研究』上　東大寺篇、一九八〇年、法蔵館。初出一九五七年)、山下有美注(13)前掲書第二章。

(32) 例示的に挙げると、右京計帳手実(正集九)ウラ、造仏所作物帳ウラの常疏紙充帳、出雲国大税賑給歴名帳(正集三一)ウラの間紙充帳など。永嶋正春「正倉院文書に使用された彩色料について」(国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』注(11)前掲書)、飯田剛彦・成瀬正和「古文書・経巻関係の顔料調査」(『正倉院紀要』二七年次報告、二〇〇五年)参照。

(33) 皆川完一注(6)前掲論文、山下有美注(13)前掲書第二章。

(34) 道宣は、南山律宗の開祖となった初唐の道宣が著名であるが、この箇所はもっと近いところからの借用のような書きぶりである。一案として、ここは天平八年来朝の唐僧「道璿(セン)」の誤記と見てはどうか。「道宣」は、ここに見える六巻抄(四分律刪繁補闕行事鈔。正倉院文書のなかでは四分律抄と書かれる例も多い)の作者であり、これに引かれて誤ったものと見ておく。

(35) 田中大介「写経所文書に現れる「道守」について―古代人名論への視座

として―」（『続日本紀研究』三三九、二〇〇二年）。

（36）『延喜式』民部下53年料別貢雑物条。（虎尾俊哉編注（24）前掲書）。

（37）『新訂増補国史大系　類聚三代格』巻六。この官符について吉田孝「雑徭制の展開過程」（『律令国家と古代の社会』一九八三年、岩波書店）に校訂に関する指摘があるが、この箇所には関係しない。

（38）この文書は尾欠。二次利用の状況から宝亀六年に作成されたと見られる。尾欠部分に記されていた筆の未進数は残り一〇〇管。西海道の未進にしては数が少なく、南海道の伊予国（延喜式の年料別貢雑物は一〇〇管）の可能性がある。

（39）早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本古代の財政制度』名著刊行会二〇〇〇年。初出一九六五年）。

（40）注（24）に同じ。

（41）手許にある事例から示すと、『古典籍展観大入札会目録　平成二十九年十一月』（同月東京古典会発行）出品番号113の「法華玄賛二紙」（天平～平安初期写。写真版あり）は、内容上なお詳しく検討が必要かと思われるが、朱書交ぜ書きの一例である。

（42）栄原永遠男注（14）前掲論文。

（43）この時の宣は全文が道鏡の自筆で書かれ、書としても注目されている。

（44）これに対応する写疏料筆墨充帳断簡が、宮内庁正倉院事務所所蔵の日名子文書の背面にある（『正倉院文書拾遺』50ウ。注（11）前掲）。稲田奈津子注（22）前掲論文では、写本によって新たな釈文を立て、ここにも狸毛筆が見えるが、本文に掲げた写疏所解と内容は同一なので掲出は省略した。

（45）新井重行「天平勝宝初年における瑜伽論の書写について―食口案にみえる案主に関連して―」（西洋子・石上英一編『正倉院文書論集』二〇〇五年、青史出版。初出二〇〇四年）。

（46）原本では、「麁柔」は初め「麁濡」と書き、後に「柔」以下を加えて本文の如く訂正している。「濡」は「軟」の古字「輭」を書こうとしたものか（但し当時の仏典では「耎」の字体が多く見られる）。

（47）栄原永遠男注（14）前掲論文。

（48）千部法花経書写事業に際しては、このほか雑物受納に関する帳簿もあるが、筆墨については内容が重なるところが多く、対象とする時期が長い上記の「請千部法花経筆墨帳」を主に取り上げた。

（49）いわゆる谷森本『天平古文書』のうちの一断簡。『正倉院文書拾遺』45（注（11）前掲）に解説がある。

（50）竹内理三他編『日本古代人名辞典』（注（9）前掲）の「あびこ」「たなべ」の各項による。

（51）大隅亜希子「天平勝宝二・三年の寿量品四千巻書写について―関連帳簿の分析を中心に―」（『南都仏教』七六、一九九九年）。

（52）皆川完一「奈良時代写経所に関する基礎的研究」（注（6）前掲書。初出一九五二年）、渡辺晃宏「廿部六十花厳経書写と大仏開眼会」（皆川完一編『古代中世史料学研究』上、一九九八年、吉川弘文館）。

（53）注（17）に同じ。

（54）福山敏男注（13）前掲論文、山本幸男注（7）前掲書第二章、栄原永遠男「光明皇太后と法華寺」（注（13）前掲書第一〇章）、同「光明皇太后没前の写経事業群」（『奈良時代写経史研究』第Ⅱ部第五章。二〇〇三年、塙書房）、稲田奈津子「奈良時代の忌日法会―光明皇太后の装束忌日御斎会司を中心に―」（『日本古代の喪葬儀礼と律令制』二〇一五年、吉川弘文館。初出二〇〇四年）。

（55）山本幸男注（7）前掲書第二章。

(56) 『大日本古文書』では分載されているが、『正倉院文書目録』によって接続が確認、日付も天平宝字七年正月廿八日と訂正されている。

(57) 注（43）に同じ。

(58) 栄原永遠男「奉写一切経所の写経事業」（注（54）前掲書第Ⅱ部第九章。初出一九七七年）。

(59) 拙稿「献物帳の書―奈良時代の書に関する一考察―」（注（4）前掲書第一部第六章、初出一九九九年）。

(60) 『延喜式』図書寮26造筆条（虎尾俊哉編注（24）前掲書）。

(61) 『三教指帰　性霊集』（日本古典文学大系七一、一九六八年、岩波書店）。

(62) 正倉院宝物全般に目を向けると、紙・木いずれでもない第三極というべき例が多数存在することに気付かされる。例えば繊維製品には、製品となってから文字を書いた例や、素材の布・絁に書かれた調庸銘が残る。「写経料紙」から凡紙を含む紙一般、紙から木、さらには繊維製品や金属器などへと、文字を書きつける対象の限定を取り払って、写経所文書から知り得た内容を相対的なものとして捉える視点も重要であろう。

(63) 写経所の紙の場合について、次のような序列の存在を指摘した。（1）必ず未使用の高級紙（経紙）を使って、丁寧に書写される経巻・典籍、（2）写経所から上級の官庁に提出する文書など、新品ではあるが、普通の紙（凡紙）に書かれた文書、（3）写経所内部限りで使用される帳簿・記録類、（4）表裏両面を使用したあとの紙を利用した紙製品。目的どおり使用されるものが上位に置かれ、上位から下位への転用はあっても逆はない（「古代資料史料学論」（犬飼隆編『古代の文字文化』〈古代文学と隣接諸学4〉、竹林舎、二〇一七年））。これは、写経所に止まらず、広がりをもったランク付けと思われる。

(64) 前掲注（27）拙稿参照。